

令和5年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和5年3月8日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 小菅 康子	2番 田中 陽介
	3番 山本 剛	4番 石川 恵美
	5番 村田 弘行	6番 木下 伸一
	7番 津村 俊二	8番 益川 教智
	9番 東郷 克己	10番 山崎 敦志
	11番 服部 嘉雄	12番 奥山文市郎
	13番 山崎 有子	14番 橋 俊明
	15番 岩井智恵子	16番 鈴木 市朗
	17番 稲垣 誠亮	18番 荒川 泰宏

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	赤坂 悦男	総務部長	川端 美香
市民部長	長尾 健治	健康福祉部長	吉田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾	健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布施 篤志
市立野洲病院事務部長	武内 了恵	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	吉川 武克	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
広報秘書課長	江口 智紀	総務課長	山本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	井上 直樹	書記	辻川 真

## 議事日程

### 諸般の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 代表質問
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

また、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、昨日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

(日程第1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第16番、鈴木市朗議員、第17番、稲垣誠亮議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（荒川泰宏君） 日程第2、これより代表質問を行います。代表質問通告書が提出されておりますので、順次、発言を許します。その順位はお手元の代表質問一覧表のとおりであります。

それでは、まず新誠会、第14番、橋俊明議員。

○14番（橋 俊明君） 皆さん、おはようございます。第14番、新誠会、橋俊明でございます。新誠会の代表質問を行わせていただきます。

今回は、4つのテーマに基づきまして、質問させていただきます。

1問目のテーマでございます。明日の医療体制を考える。

昨年の11月補正（債務負担）が可決されまして、野洲市民病院整備準備事業を進められております。

そこで問1でございます。各業務の設計金額並びに落札金額、落札率を伺う。これは数字的な回答になりますので、通告書では、答弁要求書では市長になっておりますが、政策監に①から⑥まで一括して答弁願います。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、新誠会を代表されましては、橋議員の1点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

通告をいただいておりますとおり、6点の業務ということでございますので、それぞれご説明、ご報告、回答させていただきます。

まず1点目、準備工事設計業務委託につきましては、設計金額493万7,900円、落札金額327万8,000円、落札率66.38%です。

2点目、測量調査業務委託につきましては、設計金額1,304万6,000円、落札金額847万円、落札率64.92%です。

3点目、地質調査業務委託につきましては、設計金額1,855万7,000円、落札金額1,139万6,000円、落札率61.41%です。

4点目、井水調査業務委託につきましては、現時点において未執行でございます。

5点目、土壌調査業務委託につきましては、設計金額235万1,800円、落札金額53万9,000円、落札率22.91%です。

6点目、設計施工者選定等支援業務委託につきましては、さきの基本計画等素案修正支援業務の受託者と特命随意契約とし、設計金額4,224万円で同額が契約額でございます。

なお、金額は全て税込みで、設計施工者選定支援業務委託以外は指名競争入札で実施をしてございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） それでは、細かい話になります。再質問をさせていただきます。

4番の井水調査業務委託、これは未執行になっておりますけど、その要因を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 井水調査業務につきましては、現在検討を進めてございます。この業務につきましてはですが、現の市立野洲病院におきましては、相当水量の井水を賄って実施をさせていただいておりますので、当該地におきましても、その可能性があるかどうかを調査しようという業務でございます。現在、調査をどのように効率的に実施すればよいかにつきまして、検討しているところでございます。といいますのは、同時に地盤調査のほうも入りますので、それと併せて実施ができないかということも含めまして、検討しておるといような状況でございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 今の答弁を伺っていますと、地盤調査と併せて実施ということで、それは今のところの答えは難しいところはありませんけども、変更で対応されるのか、それとも新たな調査を実施されるのか、その点を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 今、橋議員ご質問いただきましたとおり、その方向性も含めて、現在、検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） それでは、問2のほうに移らせていただきます。

ここに市のホームページに掲載されております令和4年度の入札結果一覧がございますけども、この一覧に掲載されていない業務があるのはなぜか、それを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 川端総務部長。

○総務部長（川端美香君） 2点目は入札関係のご質問ですので、総務部のほうからお答えをいたします。

野洲市の入札結果につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づき、予定価格が130万円を超える建設工事及び予定価格が50万円を超える建設関連業務委託について公表をしており、市ホームページに掲載をさせていただいております。

また、それに加えて、その他の入札結果につきましては、野洲市入札結果等の公表に関する要綱に基づき、公表をしているところでございます。本要綱による公表の方法につきましては、市ホームページへの掲載、または契約担当課の窓口での閲覧と規定をして

おり、各担当課において公表の方法を選択しているところがございます。

ご質問のホームページに掲載されていない入札結果につきましては、要綱により取り扱っている案件でございます。契約担当課の窓口で閲覧による公表としているためでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 私が聞きたいのは、特命支援業務ございましたね。選定等の支援業務、先ほど特命随契ということをおっしゃいましたけども、それはなぜ今回の一覧に掲載されていないのか、その辺を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 先ほど、総務部長のほうからもご答弁申し上げましたとおり、今回の入札結果については、要綱により取り扱うというような案件と特命随契でございますので、担当課のほうで閲覧に供しておるといようなところでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 特命随契でございますので、再質になりますけども、この特命随契は契約審査会に付議をされているのか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩。

（午前9時10分 休憩）

（午前9時10分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） すみません。契約審査会の付議の経過につきましてですけれども、少しお調べさせていただいて、お答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 基本的なことですので、それで、今後の質問内容が変わってきますので、即答願いたいと思っております。基本的なことでございますので。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午前9時11分 休憩）

（午前9時17分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの橋議員の質問については、後ほどの質問の後に回答するようにいたします。

質問を続けてください。

橋議員。

○14番（橋 俊明君） ちょっと不意に質問いたしましたけれども。契約審査会の会長でございます副市長に伺います。

担当の総務部長もおられる。また、担当の総務次長もおられる。恐らく担当の総務課長もこの場におられますので、まして、決裁を上げた政策監の部下の方もあげておられますので、それが恐らく即答ができないとなれば、本来は、やはりおかしいことじゃないかな。関わっているか関わっていないか、それだけの回答でございます。後ほどまた回答いただきたいと思います。

なぜ今回このようなことを確認するのか。やっぱり、本来、市がすべき業務を手助けする支援業務でございます。先般の病院整備の特別委員会の資料では、全体の債務負担行為の限度額の内訳では、見てみますと8,200万円の設計支援業務が予定されております。恐らく、今の様子から察しますと、これは随意契約を想定されます。今回の落札金額や過去の随契を合わせますと、この業者、恐らく1億数千万円の数字になります。それがやはり随意契約となれば、契約審査会できちんと議論をされるべき内容でございますので。それによって、答弁は後で変わるということはないと思っておりますけども。

もう一点気になるのは、先ほどおっしゃいました特命随意契約、予算金額は確か4,224万円、落札金額が4,224万円、設計金額と落札金額は同額になっておる。先ほど、他の業務は、これは指名競争入札になりますので、パーセントが60から70、土壤調査業務に至っては22.9%、非常に低い率になっております。それがこの特命随契で予算額と一緒にしている。これは極めて異常な状態です。いくら特殊な業務と言いながらも、恐らく設計金額といっても多分業者の見積りどおりにならざるを得ない。そうなると、やはりこの落札金額は変えなくてはいけないことではないかなと私は思っております。

もともと本来、この業者、契約に至った取っかかりの業務、これにつきましては、私の記憶ではプロポーザル業務でございました。ただし、1社しか応募がなかったということで、恐らく急遽、部長級のメンバーが委員になって、評点を下して、この業者に決定をした。これ、特殊な例でございます。異常な、恐らく、こんなことを言っては失礼でございますけども、部長級の方もそれほどこの業務に精通をされてない。それが評点を下して、

恐らくぎりぎりの数字を説明されましたので、この点数です。それを少し上回る程度の点数だったと私は記憶をいたしております。そういうことを考えますと、ちょっと乱暴な言い方かも知れませんが、例えば10%の歩切りをする。これ、1つ提案でございますけど、歩切りをする。例えば、4, 220万の10%歩切りをする。これですと、やはり説明はつく。市民への説明責任を果たせる。これ、私なりの解釈でございますけども、その疑問に答えられる手法の1つではないかなと私は思っておりますけども、先ほど申しました、ちょっと乱暴な、今、10%の歩切りをするという言い方でございますけども、この市民の不安を解消する、説明責任を果たす1つの役割として、これ10%、何%と申しませんが、歩切りをするという考え方につきまして、市長の見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 栢木市長。

○市長（栢木 進君） 今、橋議員のおっしゃることも、そういう方法もあると思いますが、今回は適正にされているというふうに解釈しておりますので。

以上、お答えします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 市長は適正に執行されている。ただ、私が不安に思っている。予算金額イコール落札金額、これにつきましては、やはり問題があるのではないかなと捉まえておりますのでね。というのは、今後、その考え方をきちっとしてもらわないと、先ほどもおっしゃいました8, 200万の予定でございますけども、これも予定をされている。この後、答弁をいただきますけども、そういうのを含めまして、やはり契約審査会できちっと部長級の方々が議論をしていただく、その必要があるのではないかなと私は思っております。

特命随契とか、いろんなややこしい複雑な手法でございますので、これ、先般、大きな話題となりました。東京オリンピックにおきまして、大会役員が贈収賄で逮捕をされました。こういう危ない、危険性のある業務は、やはりきちっと説明がつくように整然と事を進める必要があると感じておりまして、また優秀な部下をそのような事態から遠ざけるのはトップの役割と感じておりますので、そういった点でも金額の歩切りは取るべき手段であると強く感じておりますので、あえて述べさせていただきたいと思っております。今後につきましても含めまして、市長の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 東京オリンピックのことも確かにございます。もう額が額ですの

で、そのあたり、職員がそのような不正を働くということは考えにくいことだと思いますし、今後適正に監視というんですか、そういうことはしていかないかなとは思いますが、今回におきましては、そういう疑念はないというふうに感じております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 危険性は高くないと。それは当然でございますけど、先ほど言いました。可能性は少ないかもわかりませんが、やっぱり優秀な部下をそういった危険なことも味わわせる、これもそういったものに結びついてしまう可能性がございますので、今後とも一層注意をお願いしておきます。

それでは、問3。先、質問に答えますか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 少し担当部として、補足的なご答弁をさせていただきますと思います。

まず、契約審査会の先ほどのご質問の件につきましては、付議をしてございません。これは契約審査会規程に基づきまして、付議をする目的でございますけれども、建設工事の測量、調査、設計、監理の業務委託について、予定価格500万円以上の業務委託の指名競争入札の随意契約の相手方を決定する場合というような規定でございましたので、これについては該当しないということで、付議をさせていただいておりません。それが結論でございます。

一方で、特命随契とさせていただきました理由でございますけれども、今回の業務につきましては、随意契約理由がございます。委託する業務につきましては、市民病院整備に係ります一連の発注者支援業務の一部でございます。本業務の品質確保及び円滑な進捗につきましては、基本計画等の意図伝達の正確さや基本構想・基本計画作成段階からの協議、調整事項についての知識が求められるということがございます。したがって、以上のようなことから病院整備に係ります医療及び建築分野の専門的な知識やノウハウを持ち、構想・基本計画の内容を策定の検討段階から熟知している事業者を委託業者として、随意契約をする必要があるというような理由から、地方公営企業法の施行令第21条の14第1項の2号の規定に基づきまして、随意契約としたものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） それでは、随契契約にかかっていないということですけども、

先ほど申しました、この業者、恐らく1億数千万の多額な契約金額になってございますので、これは、やっぱり今後、大いに見直すべき点があるのではないかな。1億数千万、そういうことをあえて申し上げておきます。

それでは、問3に移っていきます。

市民病院の準備作業は、入札が終わったばかりでこれから各業務委託等が進められます。特に大きな課題となっている地盤調査も今後も事業費に大きく影響されるものと推察されます。一方で、病院事業会計では令和5年度から令和8年度までの債務負担行為で97億5,000万円が計上されております。通常は一連の準備事業が終了して、その成果を受けて、事業の骨格が固まった段階で債務負担行為が計上されるものと考えますが、この段階の精査で債務負担を急ぐ理由を市長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 事務的な手続でございますので、担当部としてお答えをさせていただきます。

3点目のご質問についてでございます。

2月20日の全員協議会、3月1日の市民病院整備事業特別委員会においてご説明を申し上げますとおり、新病院整備建設事業の発注公告を6月初旬に予定をしております。入札執行のために必要な要求水準書等の作成が整う見通しであるということから、令和5年度の当初予算といたしまして、本定例会において提案することが最適であると判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） そういう説明でございましたけども、今回の体育館横の病院の大きな争点となったのがこの地盤の問題であります。先般の病院整備特別委員会でも議論があったところでございます。

そこで、再質問いたします。今回の地盤調査の結果が出て判断を出すべきではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 地盤につきましては、一定の過去の数値もございますので、それを基に提案をさせていただいておりますが、再度、地盤調査というのをする予定はいたしておりますが、過去の一定の調査内容で前へ進めさせていただいているという状況でござ

います。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 今の答弁の内容、やっぱり執行部の考え方、いわゆる過去のデータがあるから、それを尊重して、今回進めるんだと。しかし、そのために地盤を調査される。結果が出るじゃないですか。市側に1つの大きな問題であった地盤調査の答えが出てくる。それからでも遅くはない。昨日の質問でも5月か6月に、いわゆる地盤調査の結果が出てくる。6月議会でも別におかしくはないと思いますが、そこら辺をきちっとした上で、地盤調査の争点をまずクリアをして、債務負担を計上すべきであると私は考えます。

次に、97億5,200万円の事業費でございますが、昨日の質問でもございましたが、非常に膨れ上がっている。材料費などのスライド条項によりまして、さらに大きくなることも想定されるところでございます。そこで、栢木市長は選挙の公約時には身の丈に合った病院整備をとということを訴えてこられました。これは本来場所が変わろうとも基本ベースとなる理念でございますので、そういうことを考えると、現時点での身の丈に合った病院整備ということをどういうふうに捉まえておられるか、市長の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） この件につきましては、過去ずっと説明をさせていただいております。半額程度で整備できると申し上げたことに対しては、対案で出させていただいたこととでございます。場所が変われば当然、数字も変わってきます。内容が変わってくることもありますので、その点は橋議員も十分ご承知だとは思いますが。経済的効果とか、いろんなものもございますけども、その半額程度でということが、新病院に当てはまるのかということ、それはとてもやないけど、半額程度でできるものではございません。価格高騰、いろんな社会情勢も変わっておりますので、精いっぱいぜいたくな病院を、身の丈に合ったと、もう身の丈ということ自体は変わらないんですけども、身の丈に合った病院を整備していこうということで考えております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） やはり、場所が変わろうとも、これは政治信念、身の丈に合った病院整備を手がけます。信念やと思っておりますので、そこら辺はきちっと、やはり市民の負託に応える責務から、やはり考えていただく必要があるのではないかなと思っております。

それでは、問4に移っていきます。

野洲市民病院事業設計・施工事業者の決定方法等に関する大綱を制定されましたがその

目的と内容を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 4点目のご質問でございます。

本件、この対応につきましては、入札執行の準備段階から契約に至るまでの手続等についてお示しすることによりまして、意思決定等を円滑に行い、野洲市民病院整備事業を遅延なく推進するために制定したものでございます。

その内容は、2月20日の全員協議会、3月1日の特別委員会でもご説明を申し上げましたとおり、発注方式や設計・施工事業者選定スケジュール等をお示したものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） この大綱につきましては、政策監から答弁いただきましたけども、いわゆる事業選定、決定方法の概要につきましても、先般の特別委員会で説明を受けたところでございます。技術提案等の評価結果と入札金額等を組み合わせて総合的に判断をするというものでございますけども、そういう結果に受け取りましたが、金額は、これは入札によりまして、歴然と判明するものでございますけども、技術評価点の評価がポイントとなると私は判断をいたします。先般の特別委員会でも、少し守山市の状況を踏まえまして、一部の議員の方からそういう指摘もございました。

そこで、問5、評価評点とは誰がするのか、布施政策監に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 5点目のご質問についてお答えをいたします。

設計・施工事業者の決定方法等に関する大綱においてお示ししますとおり、外部の専門家と市長執行部の職員等で構成した選定委員会の委員が技術提案の評価者とする 것을検討してございます。

なお、外部の専門家につきましては、野洲市民病院整備運営評価委員会、この評価委員会は附属機関条例の改正に伴いまして、野洲市民病院整備事業等審議会というふうに改称する予定でございますけれども、この評価委員会の委員のうちから、同委員長が選定委員及び委員長を指名いただくとともに、市長執行部の職員等につきましては、評価委員会規則第5条4項で準用いたします第4条2項に定める、関係者として本選定委員会に参画する委員構成を予定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） ただいまは検討中の一案も述べていただきましたけども、選定委員会を設けて審査して、事業管理者に具申、組織は病院整備事業等の審議会の部会として設置するという内容でございます。その審議会委員から複数人を選出して、それに部長級の職員、恐らくそうなると思いますけども、が参加して、5人以上の想定、専門知識が乏しい、精通していない職員が場合によっては、半数以上占めた場合に、大きく結果に影響する可能性がございますので、それにつきまして、布施政策監の見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 現時点での、あくまでも想定、検討の途中でございますので、はっきりした委員構成は申し上げられませんが、評価委員会の中で構成いただいております委員の先生方につきましては、病院の専門家の先生、そして建築の専門家の先生等いらっしゃいます。もちろんそういった先生方を中心にご出席をいただくものであるというふうに考えておりますのと、市長執行部におきましても、十分熟知した職員をもって対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 決して侮るわけではございませんけど、職務に、病院整備に精通した職員を配置する。恐らくこの専門的な分野で精通した職員というのは、非常に厳しい人選を迫られるのではないかな。そうしますと、やはり場合によっては、先ほど申しました、業者決定に大きく影響する可能性がある。これは、先ほどの話を繰り返して申し訳ございませんが、いわゆる1社の業者に、支援業務が偏るとということにも輪をかけて、場合によっては、市民に不安を抱かせる可能性がございますので、そのあたりは厳正なる対応をお願いしておきます。

問6は、先ほど答弁いただきましたので、削除をいたします。

問6、もう一つございました。これ、訂正願います。これ、「問7」に修正をお願いしたいと思いますが、守山野洲医師会との協議につきましては、2月20日の全員協議会で報告を受け、資料にも私も目を通しました。守山野洲医師会よりいつもつぶさに話を聞いたところによりますと、医師会の皆さんの意見を抜粋して、一部紹介をさせていただきます。

医者Aの方につきましては、駅前に商業施設を建てて、駅前ににぎわいを戻したいと言われるが、日本国内ではそうじゃなくて、公立病院はできるだけ駅前でという方向に進んでいるんです。最近だと、奈良県の大和高田市が、市長が利便性やにぎわいづくりにつながることから、駅前の公有地を市立病院に選定をしました。ここには今まで商業施設があったんです。それをやめて、市立病院をそこに建てますよということを大々的に言っているんです。

医者Bでございます。僕は和歌山出身なので、市民にくっついた病院、郊外になるじゃないですか。多くの病院がいっぱい赤字を出したので、それで駅に隣接したところに造り直したんです。圧倒的な黒字になったそうです。当然アクセスがいいので、周辺からも来るんです。集客することであれば、駅前のほうが圧倒的に有利だと思うんです。もし体育館横を進めるのであれば、万が一のことがあるので、本当に立ち上がるまでは駅前を売らないでください。

医者C。まずとにかく一番に願っているのは、早く造ってもらうのは確かに一番大事かもしれない。それ以上に大事なのはしっかりとした病院。だけど、今の状態ではこの5年間、建てる前になくなってしまうんじゃないかというのを一番危惧します。看護スタッフとか、そういうのは彼女らを病院に縛るものがありません。条件のよいところに必ず行きます。

医者D。実際に小さい頃からこの土地で育ってききましたので、土地勘はかなりある。決して便利な土地ではありませんし、かなり患者さんにとっては不便。地区の方だけに関しては近くになって便利になるかもしれませんが、野洲市全体の人口からいうと、かなり不便になって、患者さんも激減するんじゃないかと思うんです。不安定な土地に建つ、経営的にも将来性のない病院が建つことに対して不安に思って、皆さん離職されたり、医者が来なくなったりするのではないのでしょうか。どちらも安定して、経済的にも自立した病院を建てないと。近い将来に野洲から病院がなくなってしまうおそれがあると思います。

これらの意見は、実際に開業されまして、病院を運営されて、経験則に基づいた意見であります。そこで、これらの意見を踏まえて、市長の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

私の見解についてですが、新病院の整備場所は、市の中央で混雑の少ない総合体育館東側市有地での立地が最も合理的であると、これまで申し上げているとおりでございます。

また、経営面においても、評価委員会でもご確認いただいております、市民懇談会や市の広報を通じて多くの市民の皆さんにご理解をいただいていることから、信念を持って本事業を確実に瑕疵なく推進していくことが、市民の健康と福祉を増進し、暮らしの安心につながるものであると確信いたしております。

また同時に、医師会は去る2月20日の全員協議会で、今後の考え方としてお示ししたとおり、ご理解、ご協力を得ることは重要であると考えており、新病院において、高度急性期病院と在宅との間をつなぎ、地域の診療所の後方支援の役割を果たすためにも、地域の診療所の先生方との緊密な連携は重要であると考えており、病院事業管理者とともに、引き続き丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） ありがとうございます。

守山野洲医師会との調整も、これも大きな課題でございます。先ほど申し上げました土質調査の問題は、調査により速やかに結果が出ますが、医師の方々が心配されている課題の解決は市民病院が開業して、ドクターやナースの確保、病院利用者の動向、経営状況はすぐには判明いたしません。だからこそ、慎重な審議が必要であると私は思っております。後々まであのときの執行部と議会の審議はどうであったのか、後々評価されることとなります。明日の医療体制を考えると、決して明るい未来が描かれそうにないと心配するのは、多くの市民がそういった感情を持っておられるということだけは訴えていきます。

それでは、次に移ります。

2番目でございますけども、明日の都市基盤整備を考える。

本市の都市基盤整備を考える上で喫緊の課題となっているのは、野洲駅南口周辺整備事業及び農道整備の2点にわたって質問をいたします。

まず、野洲駅南口周辺整備事業につきましては、私ども新誠会では県下の駅前の整備事業の状況を会派研修と位置づけまして、大津駅から琵琶湖線の各駅の整備状況を確認いたしました。

まずは整備の状況の写真で説明いたします。時間がございませんので、長浜市と大津市を取り上げております。

これが長浜市でございます、左側が長浜駅になります。正面のところは商業施設になります。この商業施設につきましても、まだテナントを募集しても埋まらない状況でございます。決して、やはり成功したとは言い難いような状況でございます。そして、下のほ

うが、後ろのほうの建物、駅前の方、ちょっとマンション系の建物でございます。

次に、大津駅でございますけども、こちらが大津駅でございます、正面の突き当たりが161号線方面でございます。左が後から整備をされたわけでございますけども、これは再開発になりますので、確かに道路整備はきれいになって、以前とは見違えるような整備の状況でございますけども、商業施設の誘致につきましては、1階にコンビニエンスストアが開業されているくらいでございます。

次に、もう一点、こちらは正面が県庁方面でございますけども、もともとスーパーがあったところをこのような形でやっておられますけども、1階に小規模なスーパーが開業されている状況でございます。やはり、大津市の駅前の立地状況並びに県庁所在地としては、少し寂しい感じがするなというところがございました。総じて、琵琶湖線、整備の駅前の状況につきましては、やはり各駅がいろんな課題を持っておられますけども、どちらかというと、厳しいような状況ではないかなと、ずっと憂えていました。

そこで、本市の南口周辺整備事業におきましては、予定では支援業務の発注事務は1月、2月で執行予定とありますが、現在の進捗状況を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 新誠会、橋議員の2点目の明日の都市基盤整備を考えるのご質問にお答えをいたします。

支援業者の発注事務の現在の進捗状況はということで、1月13日に公募を開始し、2者から参加申し込みがございましたので、2月14日にプレゼンテーションを実施しました。審査結果は市のホームページで公開しています。現在、選定業者と契約締結に向けた事務を進めているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） それでは、問2に移ります。

野洲駅南口周辺整備構想検討委員会の進捗状況を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目でございますが、構想策定時の委員会構成をベースに、学識経験者、関係団体、行政関係者、公募委員等の計13名で委員会を構成しています。第1回の会議は3月14日に開催を予定いたしております。構想策定から8年が経過していることや市民病院整備場所の変更に伴う現構想の見直し及び今後の事業の進め方について、ご意見を伺う予定をいたしております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 再質をいたします。

先ほど、支援業者の発注につきまして、選定業務を進めるということでございますけども、野洲駅南口周辺整備構想検討がまだ明確に固まっていない段階で業者の選定を進める、これも本末転倒ではないかなと思うんですけども、市長なり、部長の見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの橋議員の質問にお答えします。

駅前が明確にということをおっしゃいましたけれども、そもそもこの支援業務につきましては、昨年11月議会におきまして、債務負担行為でこの予算のほうを認めていただいております。それに基づきまして、業者の選定手続を行っておるということで、特段問題ないと、そのように考えています。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 予算執行上はその問題はない。構想のほうはまだテーマが決まっていなのに業者を決めてしまうというやり方が少し乱暴ではないかな、私はそのように捉まえます。これについて、部長の見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 支援業者を決めるということとテーマが決まっていないということをおっしゃいましたけれども、昨年11月の特別委員会に、ただいまこの支援業務の債務負担行為を計上させていただく前の特別委員会で、市の考え方につきましては、ご説明のほうさせていただいていると思います。構想につきましては、大きい考え方のコンセプトはそのまま、エリアの部分について広げるという中で検討を今後進めていくと、その前提に立って、支援業務を出させていただく。今回、支援業務の中には、この構想策定委員会の、例えば資料とか、あるいは議事録作成とか、そういうような形の支援業務の中に入っておりますので、今の段階で支援業務の業者さんを決めさせていただいた上で、構想の検討委員会、それぐらいを新年度かかって計上して進めていくと、そのようなスケジュール感で進めているところでございます。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 事業を進めるペースとしては理解をしますが、先ほど申しました先進地の事例、県下の状況、決して、やはりいろんなところで成功した事例は少のうございますので、そこら辺をきちっとわきまえて進めていただきたいなと思っております。

これからますます動き出していきますので、今後も注意を傾けて、見守っていきたいと思っております。

次に、次の道路整備に移っていきますけども、現在国道8号バイパスが整備中ですが、このバイパスは計画決定、事業認可されておりますけども、事業認可というのは国の事業ではないそうでございますので、事業を進められていくというふうにご理解をお願いしております。当初の事業の説明では、「片側4車線」と書いていますが、「片側2車線」に訂正願いたいと思います。県下の先行整備された国道1号バイパスや161号バイパスが2車線であることから、まず2車線整備で整備が図られております。

一方、滋賀県で整備をいただいている大津湖南幹線も進捗が進み、現在野洲川の橋梁整備がほぼ完了の状況を迎えております。野洲川の橋梁整備という視点で捉えますと、滋賀県の整備が4車線で、1桁国道の国道8号バイパスが2車線ということで、いくら県下の情勢があるにしろ本末転倒ではないかと、私はこのように思っておりますけども。

そこで、問3でございます。

この道路整備の車線数に関して、市長の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 道路整備の車線数に関する見解についてお答えをいたします。

国道8号野洲栗東バイパスの暫定2車線につきましては、令和3年4月に国が公表された防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5か年対策プログラムの中で、事業効果の早期発現のため、令和7年秋の暫定2車線による開通を目標とされており、現在、国において鋭意事業が進められているとお聞きいたしております。

暫定2車線の供用開始であったとしても、信号がない高架構造で整備されていることから、現在の国道8号の野洲栗東間の慢性的な渋滞、またその影響を受けた周辺道路の渋滞が大きく緩和されるものと期待をいたしております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 私もこの国道8号バイパスに関わってまいりました。状況はある程度理解しています。先ほど申しました県下の情勢、国道1号バイパスが先行されておりましたけど、そこもまた2車線、161も今後拡幅の予定もございますけども、先線整備という話題もございます。県下の様々な状況を考えると2車線でもやむを得ない。まして、国体の開催に間に合わせるという使命もございましたので。ただし、やはり1桁国道の国道8号バイパス、その辺は、やはり今後も大いにアピールしていただくように要望を

お願いしておきます。

問4に移ります。

この国道8号バイパスに関しまして、野洲駅停車場線から竜王町、近江八幡市にかけての北伸整備の状況を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 国道8号バイパスの北伸につきましては、国道8号東近江区間整備促進期成同盟会において、国道8号の一体で切れ目のない整備を実現するため、要望活動を行っておりますが、現時点では国による事業着手のめどは示されておられません。しかし、この東近江区間の整備は、喫緊の課題であると考えていることから、期成同盟会において、今後国が事業着手されることを想定し、あらかじめ現国道8号の課題整理や沿線に立地する企業や事業所のニーズを把握するため、今年1月から2月にかけて、アンケート調査を実施いたしております。期成同盟会ではこのアンケート調査の結果を取りまとめて、国や県にも協力をいただき、今後の取り組みについて協議をする予定をいたしております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 国道8号バイパスの整備もさることながら、次に上がったこの北伸問題が大きな課題になってございます。今後も強力な推進体制を取っていただきまして、前に進めていただくことを強くお願いをしておきます。

次に、高専誘致に伴うアクセス道整備に関して、先般このアクセス道路整備に係る北野学区の自治会などに説明された情報では、都市計画決定された野洲駅北口線の整備ではなしに、別ルートでのアクセス道整備を提案されたという情報が入ってまいりました。

問5、そこで都市計画決定され、都市計画上の建築制限をされている中で、別ルート選定に至った理由を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 県立高等専門学校の誘致に当たっては、JR野洲駅から約1.3キロメートル、徒歩で約15分程度と、通える高専を最大の武器として優位性をアピールした結果、野洲市に決定をいただきました。現状では通学路としてのアクセス道路がなく、市が責任を持って整備していくこととしたものですが、仮に都市計画道路野洲駅北口線を通学路として整備しようとした場合、整備に相当の時間を要することが想定され、令和10年4月の開校には間に合わないことから、集落を避ける形で通学路を整備することとしたものであります。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） この整備に関しまして、高専を誘致する政策調整部と道路問題を管轄する都市建設部、この間で、やっぱり相当な議論があった上でこの結論に至ったということであれば、納得するんですけども、恐らく、私が情報収集した段階ではあんまり議論をされていないのではないかなと。大きな市の事業でございますので、やはり内部できちっと議論を重ねて、方向性を見いだしていただく、こういうことが必要ではないかと思っておりますので、そのことを強くお願いをしておきます。

そして、問6に移ります。

市長の施政方針の中で、県道野洲中主線の国道8号線から竜王インターを結ぶ（仮称）野洲竜王線について、今後の道路ネットワーク整備に向けた検討を県と市が行う路線として掲載いただくことになり、大きな一步を踏み出すこととなったとありますが、ちょっと詳細な内容を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） （仮称）野洲竜王線につきましては、本市単独の県要望だけでなく、野洲・湖南・竜王総合調整協議会においても、継続して要望をしているところでございます。滋賀県では、今年度に（仮称）滋賀県道路整備アクションプログラム2023を策定されるところでありますが、その中で、各地域における課題の解消に向け、今後の道路ネットワークやまちづくりに必要と考えられる路線については、整備効果、手法、具体的なルートや構造等の検討が必要であることから、事業の必要性、優先度の整理を市町とともに行うとの記載があり、その対象路線として、（仮称）野洲竜王線を含む、（仮称）野洲竜王湖南広域幹線道路が掲載された資料が、去る2月8日に開催された滋賀県議会土木交通・警察・企業常任委員会に報告され、県議会のホームページに掲載されました。

滋賀県では、3月末に、この道路整備アクションプログラム2023を策定、公表される予定であり、当路線については、県及び関係市町とともに実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） この県道野洲中主線の延長につきましては、やはり長年の課題でございました。私どもが担当したときには、県が財政が非常に厳しい状況であると、もう新規路線は一切これから造れないということでもございましたけども、大きな変革を迎えておると思っておりますので、これにつきましても、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、3番目の明日の農業を考えるに移っていきます。

今回の明日の農業を考えるという質問に当たりまして、去る2月18日、草津アミカホールで開催をされました「これからの社会に求められる農業」をテーマとした第38回湖南地域農業振興大会に参加をして、最新の情報収集に努めました。

近畿農政局滋賀県拠点の村山地方参事官の情報提供、また日本協同組合連携機構の小林基礎研究部長による「地域農業の次世代対策について」の基調講演でございました。特に地域農業の次世代対策はもう少し抜本的な改革の提案があるものと期待しておりましたが、いささかトーンダウンぎみでございました。

特に湖南というより全国的に農業の後継者不足が喫緊の課題と呼ばれて久しゅうございますが、私も地元の営農組合長をあずかっており、これからの世代の組合員が組合を脱会している状況で、非常に厳しい状況を迎えております。

そこで問1、本市の後継者不足の現状と市の対策を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 橋議員の本市の明日の農業を考える中で、本市の後継者不足の現状と市の対策についてのご質問にお答えいたします。

全国的に農業の後継者不足が課題となっておりますが、本市においては、一定の後継者を確保できていると考えております。本市の場合、全国的にも高い担い手への農地の集積率などを背景に、家族内での継承や地域の担い手へ農地が引き継がれているためです。しかし、獣害や圃場が未整備といった耕作条件などの課題があり、継続して耕作することが難しい地域においては、後継者の確保が難しい状況であることは、議員のご指摘のとおりでございます。

このような地域では、地域での話合いによって、将来の農地の利用方法や今後の担い手を明記した地域計画の策定に令和5年度から着手することで、新規就農者や農業法人など、多様な担い手が現れ、後継者不足は一定解消されるものと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 答弁、ありがとうございました。

市の全体を考えますと、非常に楽観的な説明でございますが、ただ地域の状況を考える。私ども大篠原、入町、小堤、小南、高木、長島、考えてみますと、どちらかというところ、やはり農業の盛んなところでございますけど、非常に厳しい状況でございます。大篠原も3月26日に総会を開催して、今まで地権者が増えて、74名おられますけど、半数が地権

者だけ、耕作されていない。役員をお願いしても断られるという状況でございますので、その総会で耕作者に営農組合員の営農組合を提案していきたいというふうには考えているところでございます。今後もよろしく願いをしておきます。

それでは、問2、後継者不足も影響して、耕作放棄地の現状を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 後継者不足も影響して、耕作放棄地の現状を問うということですが、ご質問の耕作放棄地の現状につきましては、農業委員会において調査されている遊休農地の現状としてお答えいたします。

まず、市内での遊休農地につきましては、令和4年度においては、面積は22ヘクタールとなっており、現時点での新規発生は抑えられているものの、1点目のご質問でお答えしたとおり、課題のある農地については、今後遊休農地となることが懸念されている状況でございます。

次に、遊休農地を解消するための対策としましては、農業委員を中心として、毎年農地パトロールを実施され、遊休農地となっている所有者に対しては、今後利用の確認を行うなどの活動が行われております。

また、農地中間管理機構では、遊休農地の所有者から農地を一旦借り受け、担い手等に貸付けを行う業務が行われていますが、耕作条件が悪い農地等については、現実的に借手が見つかりにくい状況と聞いております。

一旦、遊休農地となった場合、荒廃が進むにつれ、解消することが難しいため、農業委員会では毎月の活動目標を設定され、頻繁に圃場を巡回するなど、発生の未然防止にも努められております。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） ありがとうございます。

特に山手の田地が多い大篠原地先につきましては、圃場の整備もされず、耕作放棄地が多いという形で、恐らく市の農業委員会ではブラックリストに載っていると思いますけども、一方ではイノシシなどの出現も多くて、このイノシシの対策をしてくださいという要望が多く寄せられております。

一方、耕作放棄地の中でも、特に以前も一般質問いたしました鷺坪と呼ばれます国道8号線と県道安養寺入町線に囲まれた地域はとて農地復旧は見込めない状況でありますので、何とか農地復旧ではなく、国道と県道に隣接した恵まれた立地条件を生かして別の手

だてを要望されております。

そこで問3、そのような状況の中で、今回の人事方針の中で商工観光課内に企業連携戦略室が設置をされます。また、商工費の商工振興費の中でも、新規事業として産業系の市街地各拡大を視野に、現状調査や対策費用の検討を調査する計画等策定委託料が新規計上されております。この戦略室設置の意図と予算の委託料の計上の狙いを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 企業連携戦略室の設置及び予算の狙いについてのご質問にお答えいたします。

まず、企業連携戦略室の設置ですが、目的の1つに、本市にはIT関連企業をはじめ、多くの工場が集積していることから、それらの企業との連携を一層強化することがあります。もう一点として、本市の交通の利便性や高等専門学校の誘致をはじめとする人材確保など、企業にとって魅力的なエリアであると考えられていることから、新たな企業誘致の窓口として設置するものであります。

また、令和5年度で予算に計上いたしました委託料は、総合計画に示す産業系拡大圏域の中で、特に雨水排水について、これまでに正式な調査ができていなかったことから、課題を明らかにするため、今回、基礎調査を行うものでございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） 農業問題はかなり厳しい状況でございますけども、一方では、やはり今までの経過もございますので、特に鷺坪地先はもう20何年、耕作をされていない状況でございますので、大きなこの鷺坪の壁となっております青地の解除に向けましての第一歩であると私は受け止めておりますので、今後とも支援のほどをよろしく願いをいたします。

時間も3分近くなってきましたので、最後のテーマとなります……。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。暫時休憩します。再開を10時35分といたします。

（午前10時17分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

橋議員から発言を求められておりますので、これを許します。

橋議員。

○14番（橋 俊明君） 1点目の明日の医療体制を考えるの中で、特に片側の人、当事者が癒着して契約をするというようなことを申し上げました。不適切でございましたので、これを取消しさせていただきたいと思います。

また同様に、東京オリンピックの事件につきましても、あたかも職員が不適切な行動に危険があるようなというような表現をさせていただきましたので、これも修正をお願いしておきます。

それと3点目でございますけども、私、歩切りということを推奨してくださいとお願いしましたが、以前はそうではなかったんですけども、今は歩切りは法令違反の可能性があるという形で、国土交通省からも歩切りをしないようにという通達が出ておりますので、ここにつきましても、修正をお願いしておきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒川泰宏君） 引き続き質問をしてください。

橋議員。

○14番（橋 俊明君） それでは、第4のテーマでございます、明日の教育を考えるでございますけども、もう時間がございませんので、率直に、問1から入っていきたく思います。

令和5年度教育方針からまいります。

方針の中で、野洲の教育課題を列挙されておりますが、これまで繰り返し言及されてきたのは学力の二極化でございます。近年、大きな問題になっているのが、ゲームやインターネットの長時間利用でございます。不登校の課題とも併せまして、家庭教育支援やコミュニティスクールとの取り組みによりまして、課題解決を目指すものと考えます。それぞれどのような活動を考えておられるのか、教育長に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、新誠会を代表しての橋議員の4問目、明日の教育を考えるのご質問にお答えします。

そのうち1点目の家庭教育支援員とコミュニティスクールについてお答えをいたします。

まず、家庭教育支援員は、学校だけでは支援が難しい家庭に関わり、子どもや保護者を支援する事業でございます。地域に詳しい支援員が家庭を訪問し、保護者と信頼関係を築いて、学校と家庭をつなぎます。地域の住民ならではの温かい支援を目指しています。この支援員は希望のありました4校に5名を配置する予定でございます。

もう一つの、コミュニティスクールは学校と地域住民、保護者が力を合わせて学校運営を行う仕組みです。学校の子は地域の子というふうに言うことができます。どんな子どもを育てるのかを学校と地域住民、保護者が一緒に考えて、地域を誇りに思う子どもを育てる教育を進めていきたいというふうに考えております。今、準備委員会を各学校で立ち上げておりますが、これを学校ごとに順次コミュニティスクールとしてスタートする予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） それでは、問2でございますけども、基本的なものでございますので、これは省略させていただきます。

問3に移らせていただきます。

1月の全員協議会で報告、説明をされましたいじめに係る報告書につきまして、滋賀県出身で全国的に大変著名な教育評論家でございます尾木直樹氏が、この報告書の視点や分析を大変評価されている記事を拝見しました。いじめなど、人権にも造詣が深い方からの評価で、私も安堵したところですが、ポイントと考える部分について伺います。

報告書では、組織体制やチーム力、同僚性など表現が多く見受けられます。これはもちろん重要と考えますが、私が重要と考えるのは、事案Bの分析で「管理職の事案Aが例外であるという認識から抜け出せず、何らかの対策を打たねばならないという発想に至らなかった」との部分です。いわゆる思い込みにとらわれ、思い込みのフィルターがかかった判断しかできなかったということです。口で「思い込みが駄目」「現実を直視して」等と言うのは簡単ですが、今回の例のみならず、世界中の様々な問題や事故の多くが思い込みのために発生し、あるいは思い込みから未然に防げなかったと言えます。

再発防止のため、様々な努力を列举されていますが、今申し上げた、どうやって思い込みを排除するかという視点に立つ対策が見当たりません。最も重要で困難な部分と考えます。見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 橋議員の3点目のご質問にお答えします。

橋議員ご指摘のように、思い込みは自分にとって都合の悪い情報や状況から目をそらし、まさか重大なことは起こらないだろうという甘い判断を招いてしまう危険性があります。そこで、個人の思い込み、管理職の思い込みを排除するために、学校には管理職が1人で

判断を下すのではなくて、運営委員会という組織がございます。これは生徒指導、教務主任とか各学年の学年主任とかで構成する10名程度、学校規模によりますけども、学校の指導部といいますか、その組織の会議が定期的に行われております。その運営委員会で組織対応をするということが思い込みを排除する一番の手だてかなというふうに考えておりますので、学校には組織対応、運営委員会を必ず開いて、いろんなことを協議するように指示をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 橋議員。

○14番（橋 俊明君） ここに、先ほど申し上げました尾木さんの評価がされております。恐らく尾木さんは、いわゆるいじめ問題という大きな全国的にテーマとなっております事件が起きた。しかし、それを分析して、報告書の中できちっと生かしていく、恐らく、そういった視点に評価されたと思います。

非常に野洲にとっては暗い話題でございましたが、災い転じて福となすように、今後も教育の再興に向けまして、よろしく願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、公明党、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二でございます。公明党を代表して、質問をいたします。

早速、今回分割でさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まずは、令和5年度の施政方針についてでございます。

コロナ禍や物価高、少子高齢化など、日本はかつてない課題に直面し、生活や働き方も多様化しております。変わりゆく地域社会で安心と活力を見いだすためには、社会の片隅にある身近な困り事を聞き届け、政策実現で応える。公明党は一人に寄り添い、国と地方を連携させながら、電気、ガス、燃油の負担軽減や子育て支援の充実など、現場の声から政策を形にしてきました。これからも様々な課題に立ち向かわなければなりません。野洲市においても、こうした難題を抱える中、栢木市長の目指す「笑顔あふれるまちづくり」に取り組んでいかなければなりません。

初めに、栢木市長の施政方針の中で、「初心に返り、虚心坦懐ひたむきに職務に精励してまいりたいと考えています」とあります。このことに関連して、少し伺います。誰もが能力を發揮できる働き方はどうあるべきか。労働者のやりがい、幸福度の向上を目指すた

めに最近ではよく耳にするウェルビーイングという言葉があります。分かりやすく言うと、よい状態となりますが、これは個人においても、組織や企業においても当てはめて使うことが多くなっています。このウェルビーイングについての市長自身と職員全体についての市長の見解を伺います。

次に、新規事業で、本市への若者世帯の定住促進を目的として、市内で新生活をスタートされる新婚世帯を対象に住宅費用等の一部を助成し、経済負担を軽減しますとありますが、具体的な取り組みについて伺います。

全ての妊婦、子育て世帯が安心して、出産、子育てできるように、妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援を実施、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出を行った妊婦、子育て世帯に対し、出産、子育てに係る経済的な負担を軽減するため、応援給付金を支給しますとあります。対象の方々はいつの時期からの出産か、またいくら給付されるのか等、詳細を伺います。

4点目、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりに向けて、市内の通所介護施設がおのおので行っている送迎業務の共同化を進めることで、介護職員の負担軽減と人材確保を図るとともに、送迎車両の有効活用により、高齢者の移動課題の解決に向けた取り組みにつなげることを目的とした通所介護施設共同送迎・高齢者移動支援モデル事業の検討に着手します。令和5年度は、事前調査及び実証実験を行い、その実現可能性について検討いたしますとありますが、詳細について伺います。

5点目、商業振興として地域商業の基盤強化を図るため、市内で新たに創業する小規模企業者を対象に、創業に係る経費の一部を補助しますとあります。具体的に伺います。

6点目、農業振興として、農業者と非農業者が共同で、または農業者が単独で取り組む農地や農業用施設の保全活動及び農村環境向上のための活動を支援します。また、地域の環境を保全するとともに特色ある地域農産物の生産を拡大するため、環境こだわり農業や環境保全に取り組む農業者を支援しますとあります。具体的に伺います。

7点目、観光振興については、サイクリングマップの更新に伴い、各コースのサイクリングツアー等を開催し、観光周遊への促進を図りますとありますが、具体的に伺います。

8点目、歴史文化遺産の保全、活用として国史跡永原御殿跡の保存整備と公開活用を図るため、本丸内の公有化や発掘調査を進めます。また、整備基本計画に基づき、令和5年度から本丸内の一部の実施設計と整備工事に着手します。併せて、地元自治会や祇王学区との協働により、発掘調査体験教室やフォーラムなどの公開活用事業を開催し市民への情

報共有を図りますとありますが、具体的な取り組みを伺います。

9点目、防災・減災対策の強化として、JR野洲駅南口周辺の浸水被害の軽減を目的に童子川第4排水区の雨水幹線整備を進めるため、JR横断以南の36.49ヘクタールを追加する事業計画の変更業務を行いますとありますが、具体的な取り組みを伺います。

10点目、公共交通の利便性向上に向けて地域住民の移動手段の確保を図るため、コミュニティバスの適正な運行に努めるとともに、今後、想定される少子高齢化の進行に備え、市民にとって一層の利便性を確保するために野洲市地域公共交通計画を策定しますとありますが、具体的な取り組みを伺います。

11点目、ふるさと納税については、寄附受付サイトを通じてふるさと野洲の魅力を幅広く周知するとともに、寄附金を広く募り、当該寄附金を財源として豊かなまちづくりを推進します。また、本市の資源を生かした返礼品の充実に取り組み、地場産品の振興、新たな需要の開拓、地域ブランドの向上につなげますとありますが、具体的な取り組みを伺います。

12点目、終わりにということで、市長は「私の考えるまちづくりは、主役である市民の知恵と力を土台に、その思いを共に形にしていくこと、そこに生まれるみんなの顔を象徴して、基本理念を『笑顔あふれるまちづくり』としています」とありますが、最後にこのことについての改めて見解と市長自身の決意を伺いたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 公明党、津村議員の令和5年度施政方針についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目のウェルビーイングに関するご質問にお答えをいたします。

ウェルビーイングとは、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念で、幸福と翻訳されるものと理解いたしております。組織を能率的で活力あるものにするためには、職員が個々の幸福を実現することが重要であり、体と心の健康増進が大切であると考えております。

本市では定期的に健康診断を実施し、健康状態の把握に努めるとともに、一定超過勤務を行った職員に対しては、産業医による面談を行うなど、職員の心身の疲労回復や健康維持に努めています。また、ストレス対策の予防として、ストレスチェックを実施し、結果を分析した上で研修等を通じて心の健康管理を行い、職場の環境改善を行っています。

私自身についてもお聞きですので、申し上げますと、日々、スクールガードを続けるために健康管理に努めるとともに、子どもたちと挨拶を交わすことで幸福を感じております。今後とも職員の健康管理の充実を図るとともに、職員とのコミュニケーションを図りつつ、風通しのよい職場環境の構築に努めていきたいと考えております。

次に、2点目の結婚新生活支援事業に関する質問にお答えをいたします。

野洲市結婚新生活支援事業は、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下、かつ夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯に対し、住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引っ越し費用の一部を助成するものです。補助額は、夫婦共に29歳以下の世帯は60万円、39歳以外の以下の世帯は30万円が上限となっております。

次に、3点目の出産・子育て応援給付金に関するご質問にお答えをいたします。

給付金は、出産と子育てに分かれており、妊婦1人当たり5万円、子ども1人当たり5万円を給付します。出産応援給付金は、基本的に令和4年4月以降に妊娠の届出をした夫婦で、届出時に本市の面談を受けた妊婦が対象となりますが、令和4年4月から令和5年1月までに出産した産婦についても、妊娠時点を遡及して給付の対象となります。子育て応援給付金は、令和4年4月1日以降に出生した子を養育する人で、市の保健師等による赤ちゃんへの訪問時に面談を受けた人が対象です。どちらも、他の自治体で応援給付金の支給を受けていないことが要件となっております。対象となる人には、本年2月15日付で既に通知及び申請書を発送しており、現在申請の受付と給付の手続きを行っているところでございます。

次に、4点目の通所介護施設共同送迎・高齢者移動支援モデル事業に関するご質問にお答えいたします。

介護の現場では、職員の人手不足という深刻な課題を抱えており、中でも通所介護事業所の送迎業務は心理的、時間的に大きな負担となっております。また、それぞれの施設が同じような時間帯に、同じような場所へ送迎を行っているという非効率的な面もあります。このことから、それぞれの施設が個別に行っている送迎を運営団体に委託し、共同化することで送迎の効率化を図るとともに、介護職員の業務負担を軽減し、本来の業務に注力してもらうことで、施設の利用者がより質の高い介護サービスを受けられるようにするものです。令和5年度においては、どれだけの事業所から賛同を得ることができるか、また運営団体が送迎業務を継続していくことができるのか等について調査、検討を行います。その結果、共同送迎の実現が見込まれれば、令和6年度には、運行準備業務を実施し、本格

導入へと事業を進めていきます。さらに、共同送迎が実現できれば、各介護事業所で遊休状態となっている送迎車両や送迎以外の時間帯を活用した高齢者の移動支援にも取り組んでいきます。

次に、5点目の創業する小規模企業者への補助に関するご質問にお答えいたします。

この補助については、野洲市商工会が主催する創業塾を受講し、実際に創業された方が対象となっております。具体的には、謝金、店舗等借入費、広告宣伝費など、創業に係る必要経費の2分の1以内の額で、20万円を上限に支援するものでございます。

次に、6点目の農業振興に関するご質問にお答えします。

近年、農家の減少や高齢化などにより、農地の保全が難しくなりつつあることから、農家や非農家が一緒になって行う草刈りや泥上げ、また水路の補修や更新など、農地や水路等を維持保全する活動に対し、活動面積に応じて多面的機能支払交付金を交付するものです。また、化学合成農薬及び化学肥料の使用量を5割以下に低減して生産される、環境こだわり農産物と併せて、環境保全活動に取り組む農業者に、作付面積に応じて環境保全型農業直接支払交付金を交付するものです。

次に、7点目のサイクリングマップの更新に伴う観光振興に関するご質問にお答えいたします。

サイクリングツアーの詳細などについては、今後検討してまいります。秋の行楽シーズンに2回程度実施する予定です。サイクリングマップの活用により、市内の見どころやお立ち寄りスポットなどを体験していただきながら、サイクルツーリズムによる市内観光周遊への促進を図る予定であります。

次に、8点目の歴史文化遺産の保全、活用に関するご質問にお答えいたします。

永原御殿の保存整備につきましては、本丸の一部の実施設計と整備工事に着手し、土塁の修復整備を図っていく予定です。また、整備に向けた土地の公有化と本丸内の発掘調査も併せて行います。活用事業につきましては、昨年度に続き、3回目となるフォーラムを開催し、地域の皆さんの活動報告や歴史講演を予定しております。また、発掘調査体験教室も大変好評であり、引き続き実施してまいります。私も昨年の夏に、小学生や妓王まちづくり推進協議会の皆さんと一緒に発掘体験に参加させていただきました。徳川家康も宿泊した永原御殿の姿に思いをはせながら、有意義な時間を過ごさせていただきました。その後も調査が進み、土塁の上にあった隅矢倉の礎石などが見つかри、今月3月18日には現地説明会を開催する運びとなりました。ぜひとも多くの方に発掘体験にご参加いただき

たいと思います。

次に、9点目の童子川第4排水区の雨水幹線整備事業に関するご質問にお答えいたします。

童子川第4排水区の雨水幹線整備事業につきましては、行畑地先から旧笠作踏切の手前で、JR琵琶湖線と並行する市道木ノ座ナガレ1号線を通り、野洲地先の準用河川友川の隣接地にポンプ施設を整備して放流する計画としています。今年度は、雨水幹線ポンプ施設基本設計業務とJR軌道敷の地盤変状や近接構造物に対する影響を検討するため、FEM解析業務を委託し、現在、西日本旅客鉄道株式会社と協議を進めております。ご質問の次年度の取り組みにつきましては、JR琵琶湖線以南の計画ルートを都市計画事業として県知事の認可を受けることにより、国の防災・安全交付金や都市計画税の活用が可能となることから、現行の計画区域65.1ヘクタールに当該対象区域36.49ヘクタールを追加する事業計画の変更について、都市計画法等の法手続を実施していきます。

次に、10点目の野洲市地域公共交通計画の策定に関するご質問にお答えをいたします。

当該計画につきましては、将来的な少子高齢化社会を見据え、コミュニティバスのみならず、JRや道路等を含めた野洲市における総合的な公共交通計画を策定するもので、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画となり、本年4月には、同法に基づく新たな野洲市地域公共交通会議を法定協議会として設立し、この中で計画案を取りまとめ、令和6年3月には策定する予定としております。

次に、11点目のふるさと納税の具体的な取り組みに関するご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税による寄附を募る具体的な取り組みとしては、寄附者に向けて雑誌の広告等を積極的に活用するなど、今以上の周知を図るとともに、寄附者にとって、より魅力的で、かつ地域に根差した返礼品を充実させるため、新規返礼品提供事業者向け説明会を開催することにより、新たな返礼品提供事業者を増やし、また既存の返礼品提供事業者については、寄附増加に向けた工夫や提案等を行い、単に寄附額の増加のみならず、地域の振興にもつなげていきたいと考えております。

次に、12点目のまちづくり方針の見解と決意に関するご質問にお答えいたします。

私は、市民の皆さんの声を聞き、様々な視点からのアイデアや工夫を取り入れ、共に地域課題の解決や市民サービスの向上に取り組み、笑顔あふれる都市を実現し、住んでよかったまち、住んでみたいまち、住み続けたいまちを目指すべく、力を尽くす所存でございます。

ます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

何点か再質問させていただきます。

最初のウェルビーイングなんですけども、市長おっしゃったとおりで、肉体的、精神的な、そういう社会的に良好な状態という、そういう概念でございます。ちょっと詳しく私が調べたところでは、この仕事のやりがい、満足度、幸福度、さらには近年注目を集めるワークエンゲージメント、いわゆる活力、熱意、没頭、これもウェルビーイングの範疇の1つでございます。もし健康状態が悪ければ、働き手はどんなに能力、スキルを持っていたとしても、最大限のパフォーマンスを発揮することはできません。これはウェルビーイングが低下したら、人的資本の稼働率が低下してしまう分かりやすい例と言えます。

ちょっとここで再質問でお聞きしたいのは、近年はコロナ禍で、私たちは経験させていただきました。その中で、今、先ほど申しましたこのワークエンゲージメントの活力、熱意、没頭を表すこの総合評価、また仕事のやりがい、企業、まあ市役所で言えばこの職員の状態、また企業の定着、マニュアル、いわゆる職場の安定化というんですか、また肉体的な健康、精神的な健康、そういった5つの指標も言えます。あと、在宅勤務実施比率とかいうのも、企業ではよく言われます。あと、よく使われる言葉が多様な柔軟な働き方、人材への投資、ワーク・ライフ・バランスという働きがい、モチベーションの向上、人材の確保、定着、勤め先、企業、職場の環境、風土、雰囲気等々あります。

これをまとめますと、在宅勤務の実施、なかなか簡単にはいかないと思うんですけども、そういう実施、この庁舎内でもそういう働き方を取り入れることを検討することはできないか。または、ワーク・ライフ・バランス、働きがい、モチベーションの向上、人材確保といった働き方改革を通じて、各種のテクノロジーの導入、活用、勤務先の経営ビジョン、経営戦略への強化、自己変革的な職場雰囲気は従業員のウェルビーイングを向上させる可能性がある。これこそが誰もが能力を発揮して、それが職務の向上につながる。

簡単に言うと、ダブルワークであったりとかフレックスタイムを導入とか、そういったことを自治体でも今、実際にされている。よく私も企業、前職で働いたときに、ダブルワークを一切認めていなかったんですね。こっちもあっちもアルバイトをするような学生さんがいたりするのは、やっぱり能力が低下してしまうというおそれもあって、認めていな

かったんですけども、途中から大いにやってということをしました。それはその人がやりがいを持てるから。短時間でも2時間でも3時間でも、そういう働きがいを持ってやるというのは非常に大事なことなので、そういうことも、私は、やっぱり庁舎でもそういうことを職員の方々からいろいろ聞いていただいて、聞き取りというか、そういうことをしていただいて、どういう働き方がしたいのというのを、やっぱり市長自ら、私は意見を吸い上げていただいて、それを実際に遂行できるような、そういうことが検討できないかどうかというのを、今後すぐにはできないとは思いますが、検討する価値は十分にあると思いますので、その点、もしお答えできたら、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、もう一つは、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりの高齢者移動支援モデル事業、ちょっとあんまり詳しくお答えはできなかったと思うんですけども、高齢者移動支援モデルというのは、私は今後ますます需要が高くなる、増えてくるというふうに思うんですけども、例えばこの高齢者移動支援、ちょっと病院へ行きたい、ちょっと病院へ行かないといけない、健診があつたりとか、高齢者の方が買物に行きたいとか、そういう方々が増えてくると思うんですね。ですから、これも送迎を各事業者さん、そして事業者を募つてやっていただけるんですけども、併せて、やっぱりこの移動支援モデルというのを突っ込んでというか、積極的にこのことを進めていただきたいなというふうに思います。

この通所介護施設共同送迎については、本当におっしゃるとおりで、今、実際、現場で働いている方々が送迎に出ますと、実際にデイサービスであつたり、事業所で手薄になってしまうケースがあるんです。大体3対1の保育と同じような共通する分で、3対1で職員、スタッフを配置するんですけども、とてもとても3対1ではならないというか、多々、そういう発生しています。もちろん、事業所にも問題があるんですけども、人材を増やしたらいいんですけども、やっぱり介護施設を運営していくということは非常に困難でございます。送迎に取られる時間というのは、本当に9時から始まるとか10時から始まるとか、いろいろ利用者さんにとっても時間帯が様々なんですけども、そういうことを本当に共同で、この送迎をやっていただけることになると、その分、事業者さんに関わる時間も増えてくるので、ぜひともこれは成功させていただきたいと思います。

私も今、週2回、数時間ですけど、現場で今働かせてもらっているんですけども、本当に記録もパソコンとにらみ合つて、利用者さんと向き合つてよと私は思うんですけど、パソコンと向き合っているんですよ、スタッフが。それじゃ駄目でしょう。私はいつも思うんですけど、ちょっと立場上はあんまり言えないので、言っていないんですけどね。でも、

そうでしょう。パソコンとにらみっこする時間があったら、利用者さんと向き合ってよというのが、私がいつも常々思っていることなんですよ。

送迎というのは、やっぱり送迎の専門の方が、今は高齢者の方で定年退職された方が送迎だけやったらやってあげるよという方々もたくさんいらっしゃると思うんですよ。そういう方々も募っていただいて、私は送迎にしっかりまた、その送迎のこの対応を十分にさせていただけるように、取り組みをお願いしたいというように思います。

あと、すみません。歴史文化遺産ですね。ある新聞社がこの永原御殿のことを通して、先ほど市長がおっしゃったように、徳川家康ですね。この家康の、さすが新聞記者だと思ったんですけど、「康は野洲やな」という、何かちょっとジョークっぽいんですけど、これ、平仮名にしたら、もっともっと僕は、やっぱり広がるんやなと思うんですよ。この家康の名前を使って、野洲なんです、野洲。家が野洲なんです。家が野洲、ちょっとおかしいんですけど、まあまあ家野洲なんです。ですから、そういうことも、ちょっと宣伝というか、この野洲市をイメージアップする意味でも、やっぱりちゃんとその辺も考えていただきたいなというように思います。

あと最後に、防災、減災です。昨年7月に豪雨、本当に1時間で60数ミリの豪雨がありました。そのときに、本当に後で私たちは市民の方からの声があつて、活動というか、取り組みさせていただいていますけども、ある程度、今、そういうヤフーニュースであったり、いろいろ情報がありますので、そういう予報が出たら、やっぱり土のうの準備であったりとか、私たちも、公明党の議員も土のうを持って、市役所が持って、現場に駆けつけたりしました。ある程度、やっぱりこの予報が出たら、その辺の対策、そういう浸水被害の軽減をするために、そういう対応できる体制の準備を整えるということをお願いしたいんですけども、その点の、これが来年度というか、令和5年度、またこの7月、8月がやってきますけども、そういう豪雨に対する軽減がなされるかどうかというのをもう一度聞いておきたいと思いますので、この再質問、よろしく願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 津村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目ですけども、ウェルビーイングに関するご質問でございますが、在宅勤務の実施は市として検討できるかということでございますけども、他のダブルワーク、フレックスタイム、まあダブルワークのこともおっしゃいましたけども、ダブルワークのことから考えますと、まだ在宅勤務というのは部署によっては可能な部署もあるかもわかりませ

んが、まだそういう検討自体しておりませんので、何とも申し上げにくいところではございますけども、今後、在宅勤務とかフレックスタイムの導入というの、一定、検討していくべきかなというふうには思っております。ただ、仕事が仕事でございますので、ちょっとダブルワークという、いろんな弊害があるかもわかりませんが、また検討してみたいというふうに思います。

それと、次に申されました高齢者の移動支援のことですが、通所、介護施設、共同送迎に関しまして、本当に合理的なシステムではないかなというふうに思います。今後、実際に実施していく中で、いろんな介護サービスをされておられる事業者さんとのいろんな協議が必要ではないかなということで、今後、導入に向けての準備をしていきたいというふうに思っております。それによりまして、高齢者の移動支援につながってくると思います。今日の新聞でもちょっと場所、どこの町かというのは忘れましてですけども、ワゴン車でタクシー、デマンドのような形でやるというようなことが記事で載っていたと記憶しているんですけども、各市町でいろいろなその町、市によって、いろんな状況があると思います。地域性もあると思いますので、野洲市にとってどういう方式、方法が一番いいかなということも考えていきたいと思いますが、この共同輸送が実現したら、普段空いている時間にその車両を利用した高齢者の移動支援に必ずや、つながるというふうには思っております。

それと、家康ですか。初めてお聞きしました。なるほどと。家康の康はこの野洲やないかということで、面白いなというふうに思いました。平仮名で書いたら、いえやすですかね。いえやすや。何かで使わせてもらえたら面白いなというふうに、ちょっと不謹慎かもわからんですけども、そういうふうには受け止めさせていただきました。

それと、今年の豪雨ですか、あれ、70ミリを超えていたと思うんですけど、70ミリ。時間降雨量が70ミリだったと思うんですけども、線状降水帯というのが、最近、この滋賀県の土地柄、発生しやすいというふうにお聞きしたことがあるんですけども、線状降水帯がいつ起こってくるかということは予測もできませんので、非常に厳しい状態だと思うんですけども、そのためにも、先ほども申されましたが、災害、防災のためにも、もうBGさんから提供を受けまして、この市役所の敷地内にもそういった防災用の器具を倉庫の中に入れておりますので、あまり使わないことを願ってはおりますけれども、万が一のことを考えまして、そういうことに対しての、災害に対しての防災という観点から進めていきたいというふうに考えております。

もう一つですけど、アンダーパスですか、あその急激な豪雨によって、増水する可能性が高いということで、カメラをつけたり、一目で分かるように線を引いて、赤色の線で50センチを超えるとかというような表示も最近しております。そういうことも含めて進めておりますので、またご協力、いろんなご意見ございましたら、お伺いしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

ウェルビーイングについては、検討していただくということも言っていました。私は検討する価値は十分にあると思いますので、ぜひとも職員の方々のご意見をできる限りお聞きして、聞き取り調査等をしていただいて、やりがいにつなげていけるように、ぜひやっていただきたいと思います。

再々質問をもう一回だけ。最後の市長の「笑顔あふれるまちづくり」ということについてもご答弁いただきましたけども、これは本当にウェルビーイングにもつながることで、やっぱりなかなか笑顔というのは、今、マスクしているから、なかなか表現を見分けるのは難しいんですけど、目尻が緩むというか、目は口ほどに物を言うじゃないんですけど、そういうことで、まず私自身も心がけているのは、市長もスクールガードをやっていらっしゃるということで、私もさせていただいて、もう5年目になりますが、自分が笑顔じゃなかったら、当然、子どもたちも笑ってくれません。無表情であれば、当然、自分の鏡じゃないですけど、そうになってしまうので、それは冒頭に言った虚心坦懐、このことも含めて、もう一度、市長の野洲市を笑顔にしていくという、この決意並びに現状の見解というんですか、今現状、野洲市はどうなんやということを、またちょっと一言あれば。難しいと思うんですけど、抽象的でも結構でございます。もう一度、この虚心坦懐はこういう意味やねんと、私はこういうふうに思っているというか、そういう思いでということと笑顔について、市長としての立場でまたちょっとご答弁いただきたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 難しいご質問でございますけども、笑顔あふれるというのは、いろんな、人それぞれの生活もございまして、いろんな生活環境の中で、笑うてばかりいられない方もたくさんおられると思います。でも、苦しみとか悲しみを抱えた方もたくさんおられると思いますし、それを笑顔にしていくという、本当に難しいことだなとは思いますが、でも、そういう方が身近におられたら、やっぱり寄り添って、そういう、お話を聞いて

てあげるとか、そういうことが一人ひとりの市民の皆さんが人としてできること、相手を攻撃したり、おとしめようとする気持ちというのは、皆は半面あるんですね、悪い心と。ただ、これ、何か子どもへの説教みたいになっているんですけど、そういうようなことが人にはあると思います、明と暗があるように。そやから、そういうものを踏まえた上で、みんなが素直に喜び合えるようなまちづくりというのをしていきたいなというふうに考えております。

本当に難しいです。10人おられて10人の方が皆1つのことを提案したら、それが皆さん喜ぶかなということを考えると、本当に難しいことがたくさんこの行政運営を任せていただいて、運営させていただいているんですけど、本当に難しいなというふうに思います。一人ひとりのお声を聞いて、一人ひとりの思いに応えて、市政運営していこうと思うと、なかなか1つの形というのは整っていかないというふうに思うんですけども、虚心坦懐という4文字熟語で申し上げましたけども、簡単に言うと、そういう虚心、まあ謙虚な気持ちで、心を素直に持って、事に当たっていききたいなという気持ちで、日々過ごさせていただいております。

スクールガードを5年されておられるという、5年目ですか。私は1年先輩なんですけど、6年目になって、頑張らせてもらっているんですけど、本当に子どもは素直なんですね。怖い顔をしていると、相手の子どもも、やっぱりちょっと避けるというか、目も背けるという感じなんですけれども、そこは、目の表情でみんな受け答えしてくれます。子どもさんを朝、やっぱり見る子はいますもんね。子どもさん、僕らみたい不利なんですよ、議員と比べると。議員は何か柔らかい感じで、子どもさんも何か近寄っていくという感じだけど、私はがたいが大きいもんで、声もでかいですから、警戒されて、何か損やなど思いながらも、6年、毎日顔を合わせていると、慣れてもらえるんですね。慣れてくると、いろんなその相談じゃないですけど、朝、何かこけてけがしたとか、自分の班の中にこけた子がいて、血が流れている。血を出しているという子がいますいうて、言いにきたりとか、気分が悪い子どもがいるというのをその班長さんが言いにくるとか、いろんなことがありますもんで、その中にその縮図ですか、要は、それが縮図として見たら、それが人と人と寄り添う気持ちでもあり、それがまちづくりに生かしていけたらなど。何か取り留めのない話になってしまいましたですけども、住んでみたい、住み続けたい、住んでよかったなという、そういうまちを皆さんと一緒につくっていけたらいいなというふうに、ちょっと回答になっていないかもわかりませんが、ご理解いただけたら、ありがたいと

ころであります。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 次に、2項目めの教育方針について伺います。

まず1点目、教育方針の中で教育長の「はじめに」と書かれているところから伺います。「ここ2年間で2度にわたる小学校教員によるいじめ事案が起きました。中略して、このたびの不祥事は、その組織的な弱さの露呈であると考えています。これらのことから、個々の教職員だけでなく、学校・園、市教育委員会も含めた組織としての教育改革、再構築が必要であると考えています」と述べられています。このことについての見解を伺います。

2点目、令和5年度の具体的な施策について伺います。「小中学校の道徳教育の充実に努め、いじめや差別を許さない仲間づくり、集団づくりを進めます」とありますが、集団づくりについて具体的に伺います。

3点目、「児童生徒のいじめや不登校、問題行動、また教職員の不祥事や体罰問題など、未然に防ぐため、教職員研修の充実を図り、学校・園の初期対応や組織対応の強化に努めます。その一環として、学校支援員とスクールロイヤーを配置します」とありますが、学校支援員とスクールロイヤーについての役割や人数について伺います。

4点目、「コミュニティスクールと地域学校協働活動によって、学校に地域の人材が入っていきけるようにしていきます」とありますが、この取り組みについて具体的に伺います。

5点目、「『元気な学校づくり事業』を進め、子どもたちが将来の夢や希望を持てる体験活動やキャリア教育などを推進します。また、その成果を市民に積極的に発信していきます」とありますが、現状と課題、取り組みについて具体的に伺います。

6点目、児童生徒のICT機器の使用について、発達段階に応じた情報モラル教育について具体的な取り組みを伺います。

7点目、「学校・園や家庭とふれあい教育相談センターとの連携をさらに深め、学校・園生活に関する悩みや課題の解決に向けた取り組みを充実します」とありますが、現状と課題、取り組みについて伺います。

「家庭教育に悩みや不安を抱える家庭への訪問、相談など子育て家庭への支援、地域や学校のことをよく知っている『家庭教育支援員』を新たに配置します」とあります。このことについて具体的な取り組みを伺います。

9点目、「市民に学習機会を提供するため、出前講座の実施や生涯学習カレッジを開催

し、生涯学習を推進します」とありますが、現状と課題、取り組みについて伺います。

最後に、10点目、「学校図書館司書の運営に当たっては、司書教諭が十分な役割を果たすことができるよう、学校図書館司書の配置についても検討します」とありますが、学校図書館司書の配置についての見解を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、公明党代表者としての津村議員のご質問の2問目、教育方針についてお答えをいたします。

まず1点目の組織としての教育改革再構築についてお答えをいたします。

このたびの2度にわたるいじめ事案を受けて、報告体制、相談体制、情報収集体制の3つの組織的な再構築が必要と考えています。

1つ目の報告体制につきましては、何らかの事案が発生したら、それに関わった教職員は、すぐに校内で関係する教職員に報告したり、対応の方法について相談したりして、決して1人で抱え込んだままにしない校内の仕組みを再確認することとございます。

2つ目の相談体制は、教職員に職務上の悩みがある場合は、管理職や同僚だけでなく、スクールカウンセラーなどの専門職にも相談できる体制を考えています。

3つ目の情報収集体制は、教室の密室化を防ぐための方策や複数の目で学校内の情報を収集する体制をつくることだと考えています。

市教育委員会は、これら3つの視点で組織的な学校運営を学校に指示しており、現場では既にできるところから実施をしているところでございます。

次に、2点目の集団づくりについてお答えをいたします。

集団づくりは、人間関係を学ぶことであると考えています。みんなが仲よくできればそれにこしたことはありませんが、様々な考えを持つ人がいる中で、合わない子がいることは仕方ありません。しかし、だからといって、けんかしたり、あるいは無視したりするのではなく、合わない人ともうまくやっていくすべを学ぶことが大切です。児童生徒が学校という集団の中で、多様な人とよりよい人間関係を築く力を育成することが教育であると考えています。

3つ目の学校支援員とスクールロイヤーについてお答えいたします。

いずれも雇用するのは1名です。学校支援員は、今回のいじめ事案で課題を受けて、学校教育課に配置をいたします。そして、学校で起こった難しい問題に対して、校長や教頭

の相談に乗ったりします。また、教育委員会の窓口に来られる保護者の対応にも加わるなどして、学校教育課が組織的な対応ができるよう役割を担ってもらいます。スクールロイヤーは、学校教育に精通した弁護士にお願いし、校長や教頭、教育委員会の法律的な相談に機動的に乗ってもらいます。

4点目の取り組みの具体例についてお答えをいたします。

その1つとしまして、三上小学校の6年生ですが、地域の皆さんの支援を受けながら、天保一揆の校区内の足跡をたどるフィールドワーク、現地学習を毎年行っています。地域の方が学習に関わってくださることで、子どもたちが現地を歩いて、実際に確かめることで、教室だけでは学べないより深い体験や心が動く活動をする事ができています。また、様々な人との出会いの中で挨拶をしたり褒めてもらうことで、自信が持てたり、人を思いやる心も育つというふうに考えています。

5点目の元気な学校づくり事業についてお答えします。

これは、各校園で子どもたちが将来に夢や希望を持って生きていけるような取り組みを行うための支援です。市教育委員会の補助金を使って、各校園は、独自の取り組みを行うことができます。例えば、中学校では様々な職種で働いておられる方の職業講話を聞いて、自分の将来について考えるきっかけにしています。その謝金として使っています。また、小学校では、助産師さんから赤ちゃんが誕生するときの話の聞いたり、妊婦体験をしたりして、命の学習をしています。他にも村田製作所からロボットを持ってきてもらって、最先端の科学技術に触れる機会を持ったりもしています。課題は、ここ3年のコロナ禍で授業が停滞したことが大きいです。また、現在進めているコミュニティスクール、地域学校協働活動との整合性も考えていく必要があると考えています。

6点目の情報モラル教育についてお答えをいたします。

今では、小学校、中学校の全ての学年で実施をしています。道徳や学級活動の授業を中心に、ICT活用についての話し合い活動を入れながら、そのルールやマナーを守る学習は欠かすことができません。また、小学校低学年ではネットの向こうに人がいることに気づいたり、困ったときには大人に相談したりすることを指導しています。小学校の中学年、3、4年生から中学校までは、学年ごとに児童生徒がスマホや通信ゲーム機を持つ割合が次第に増えていることから、その怖さや危険性などを取り上げ、考える授業を行っています。また、携帯電話会社などから専門家の派遣による出前授業も行っています。さらに、各校園とも保護者向けの研修、啓発も併せて行っています。

7点目の連携の課題についてお答えします。

ふれあい教育相談センターに寄せられる相談の97%が不登校です。センターでは、心の教育相談、適応指導教室、家庭訪問型学習支援の3つの業務を行い、不登校の支援を行っています。学校との連携では、毎年4月に学校教育課の専門員と一緒に、市内の全校を訪問し、支援を必要としている子どもについて情報共有をしています。また、センターの担当職員は、学校教育課が主催する生徒指導や教育相談、スクールソーシャルワーカーなどの担当者会議に必ず参加し、連携を深めています。課題は、スクールカウンセラーが非常勤ですので、勤務する曜日や時間が制限され、センター職員や教職員との連携が取りにくいこととございます。そこで、年度初めの教育相談担当者会にスクールカウンセラーを位置づけ、まず顔合わせをすることで連携を強化できるように現在検討しています。

8点目の家庭教育支援員についてお答えをいたします。

この支援員は、学校の行き渋りの子に付き添って登校したり、日本の生活に慣れない外国籍の子や家庭背景によって登校しにくい子を迎えに行ったりしていただきます。そして、保護者とつながることで家庭の孤立を防ぎ、子どもが安心して話せる身近な大人として関わってもらいます。また、教職員が学校で気づかない変化なども、地域の視点で気づいたりすることで、家庭支援につなげていってもらいます。まずは、4月から希望のあった市内4校に5名を配置する予定でございます。

9点目の出前講座とカレッジについてお答えをいたします。

令和4年度の出前講座は、地域の老人会やサロン、自治会などから35件の申し込みがあり、講師をそれぞれ派遣しました。参加は延べ852名です。また、生涯学習カレッジは、野洲図書館などでテーマを変えながら5回実施し、延べ196名の参加がありました。いずれも令和3年度と比較すると、参加者は倍増しています。これはコロナ禍でも学習の場を提供し続けた成果だと考えています。次に、この課題ですが、参加者の固定化、二極化が見られることです。今後は、参加されていない市民にまずは来てもらうことが重要だと考えています。その一例として、今年度、地元の花屋さんによるフラワーアレンジメント体験を兼ねた講演会を新たに行いました。ここには、子どもさんから高齢者まで幅広い年代層から多くの参加を得ることができました。今後も、様々な皆さんの協力を得ながら、市民ニーズに応じた生涯学習機会の提供に努めていきたいと考えています。

最後に、10点目の学校図書館についてお答えをいたします。

市内全ての学校には、司書教諭の免許を持つ教員が1名以上配置されています。しかし、

全ての教員が兼務で、図書館業務を専任で行っている学校はありません。学級担任や教科指導を主担当で行っている教員が、たまたま司書教諭の免許を持っているということで、図書館担当を行っています。しかし、主担当の業務が忙しく、学校図書館のために割ける時間がほとんどないのが現状です。したがって、司書教諭ではなく、司書の資格を持つ人に図書館業務を専任で行ってもらうことは、子どもの読書活動を進める上で大きな意義があると考えています。ただ現状では、市内の学校に専任の司書を1人も配置できていません。野洲図書館の協力を得て、今後の対応を検討していきたいと考えております。

以上、お答えをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

何点か再質問させていただきます。

まず、1点目の二度とあってはいけないこのいじめ事案なんですけども、私は常々思っているんですけども、組織というのはどうしてもピラミッド型になってしまいます。長、何々長がいて、部長などが、そういう組織があるんですけども、私は精神のそういう報告体制のあり方については、コンプライアンス等もありますけども、円じゃないといけないと思っているんですよ。その円の中心に長がいる。例えば、野洲市の教育委員会では、教育長がいて、そこに報告、連絡が行くようにしなければならないと思うんですよ。例えば、学校園においては、校長、園長であって、その園の真ん中に、中心に園長、校長がいて、報告体制が取れるという精神のあり方というか、報告体制のあり方を私は変えていかなければならないと思うんですよ。

例えば、私も娘がいたときに、地元の小学校に通っていたときにいじめがありました。そのときに先生がこう言ったそうです。何もしないことは同じ、与同罪というか、与同罪という言葉は使わなかったけども、同じ罪だよと。それは私はごもつともやと言いました。先生の言うとおりで。悪いことをしているのに、それを何も言わないというのは、それは悪いことをしているのと一緒にだよということなんです。

だから、私はまた、例えばこのいじめ事案が発生するまでに、恐らく誰かが気づいていたと思うんですよ。誰かがそれを報告しなかったと思うんですよ。その体制を、先ほど教育長おっしゃった強化というのはそういうことやと思うんですけども、そのことについてもう一度ちょっと具体的にというか、強化していくということについて答弁をいただきたいというふうに思います。

次に、これは元気な学校づくり事業、私も何度か参加させていただきました。今年度、令和5年度はこれを実施していくのかどうかというのを伺いたと思います。

あと、7点目の不登校97%とおっしゃいました。これは、私が心配していますのは不登校になっているからよい悪いじゃなくて、不登校になって、そんな子どもがどういう状態なのかというのが問題だと思います。それが何にも掌握できていない、把握できていない、誰ともつながっていないとなれば、これは大問題だと思います。ですから、そのことを把握しているのか、把握できるのか、そのことを教育長としてどういう見解をお持ちか、お尋ねします。

最後に、学校司書なんですけども、文科省のガイドラインにこうあります。学校司書の専門性がより発揮できるよう、継続的、安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と併せて、学校図書館の人的整備の拡充を図るようお願いしますと、努力義務ですけども、またこのことについても見解を伺います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、1点目のいじめの報告、組織について、円であるべきというふうなお話がありましたけども、確かにみんなが同じように報告がちゃんとできるようなシステムになっているかどうか、一応、組織としてはあるんですが、その中でなかなか報告できないという事案がありました。後のほう、B案というんですけども、2つ目の件に関しましては、当事者が50代の先生で、あと3クラスある中のあとの2人が20代、また3年目、4年目の先生ということもあって、ちょっと気づきはしていたんですけども、なかなかそういうことがフランクに話せないということがありますので、そこに違う人の目を入れて、順番にクラスの様子を報告していくというふうなシステム、学年会といたしますか、そこにフリーの先生、担任外の先生も入って、会議を定期的に行っているんですけども、そういうことをすることによって、例えば今週は1組の報告、次の週は2組の報告、次は3組の報告、子どもたちの状況であるとか、指導内容についての報告というか、そういうことを組織的にするということが大事であるということを各校園には指示をしていますので、また三上とか篠原小学校は学年1クラスですので、そこでは学年というふうなのはできませんので、1年、2年、3年で1グループにするとか、4年、5年、6年で学年会に相当するような会議を開いて、お互いに交流を図っていくというふうな、そういう情報共有の場を意識的につくっていくというのか、そのことが情報を早く把握し

て、組織的に対応する一番のポイントかなというふうに考えております。

それから、2つ目の不登校の部分ですが、不登校の把握ということは、私は一番大事だというふうに思っています。ですから、家庭訪問型学習支援事業というのを、よその市町では見られない事業をして、とにかくもう家に籠もったままの子については、出かけて行って、まず保護者さんと会って、その子と会えるようにするようなプッシュ型の不登校対応を県内では珍しい取り組みとしてやっております。

それから、もう一点は文科省と県の不登校のカウントは野洲市とちょっと違います。野洲市は起立性調節障がいという、こういう病名をつけられるんですね。朝、例えば起きたらお腹が痛い、毎朝、お腹が朝起きると痛いから学校へ行けないとか頭が痛いというふうな子は、病院に行くと、結構、病院の先生が起立性調節障がいというふうな病名をつけられるんですね。そういう病気になった子は、病気で休んでいるというふうなんで、病欠にカウントされるんです。これは不登校から戻されるんですね。そういう子は病気で休んでいるんだから、学校の対応は病気で、風邪で休んでいる子と同じ対応ですから、ほっときはしないですけども、こういう親もそれで了解をしてはるというので、接触の機会、回数がやっぱり減ります。

それを野洲市では、そういう子らについても、不登校にカウントしようと。3日来なければ家庭訪問して、とにかく保護者さんと本人と出会って、いろいろ話をしていこうというふうなシステムの中に、不登校にカウントするシステムに入れていますので、把握という部分では、全国的にも結構やっているほうではないかなというふうに捉えています。

それから、3つ目の司書につきましては、県内で専任の司書が配置されていないというのは野洲だけなので、何とかここをやっていきたいというふうには考えているんですが、それに先立つというんですか、まず人、今回でいいますと、スクールロイヤーとか学校支援員とか、こういう部分を最優先していますので、申し訳ないんですが、後回しになっておりますが、これも図書館から結構サポートをいただいています。今、各教室には小学校も中学校も各クラスに30冊ぐらいの図書館ボックスというのがあって、教室の後ろに全部置いているんですね。これ、図書館が1週間ごとにずっと回して配置をしてくれているんですけど、こういうサポートしてくれるおかげで、子どもの読書率というのは結構上がっています。そういうなんと、学校の図書館のあり方についても、野洲図書館のサポートを得ながら、行く行くはそういう司書を配置できるようにしたいというふうには考えております。

もう一点、元気な学校づくりですが、これはずっと続けていきたいというふうに思っております。学校は自由に使えるお金というのは基本的にないんですね。ですから、これで学校が1校当たり10万円、何に使ってもいいと、何というても、あんまり、要らんものに使うたらあかんのですが、例えば、どこかから講師に来ていただくとか、こんな取り組みをするからこういうお金が要るんやというのを学校判断で使えるお金が、学校については10万円、幼稚園については5万円、配置をしています。それを続けていくということは、来年度もやっていく予定でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

先ほどの橋議員からも、省略された、何のための教育かということ、私も昨年、同じような質問をさせていただきました。よく教育長おっしゃる生き抜く力、これは本当に大切でありますし、重要であります。私、実は職業講話に北中学校とか、何度か行かさせていただきました。そこで、みんなに問いかけました。みんな、何のための勉強するの、何のために生きるのというのを問いかけます。当然、そんなん、誰も生徒たちはあまり考えないでしょう。また、聞いてくることもないと思います。でも、それは大切なことやと思うんですよ。何のためにという。教育長は、もしですよ、生徒さんに聞かれたら、どういうふうにお答えされますか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 何のために学習する、勉強するんやというふうに聞かれたら、これからの厳しいというのか、激動の社会で生きる力をつけるためというふうに、簡単にはそんなふうに言うんですけど。私は公立学校の仕事は2つあるというふうに思っています。物を考える、いろんな広い意味での学力、ペーパーテストじゃなくて、物事を深く考える、広く考える、そういう意味での学力をつけることと、もう一つは人間関係を学ぶこと、人との関わり方を学ぶこと、この2つが学校の大きな任務であるというふうに先生方には言っていますので、子どもたちにはそういう力をぜひともつけてもらいたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

私は、いつも言っているのは、一言で言うのですよ、何のためという、幸せですよ。幸せというのは、それぞれの価値観が違うということなんです。だから、そのことはまたしっかりそういう、何のための勉強でも、やっぱり問い続けてほしい。その生きるのも、死ぬまで問い続けなければならないと私自身も思っております。

次の項目……。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（午前11時57分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

津村議員。

○7番（津村俊二君） 3項目めの質問をいたします。

市内の土地利用政策についてでございます。

令和5年度新年度予算において、野洲市結婚新生活支援事業を重点事業の1つとして、新婚世帯の経済的負担軽減と少子化対策及び本市への定住促進を図ることを目的に新規事業を展開し、市として人口増に向けての施策をスタートします。この事業は、個人（市民）の資産の取得、住宅賃料、リフォーム、引っ越し費用等に税金投入する施策で、県下に実績もあり、まさに的を射た政策であると評価いたします。

さらに、野洲市として人口増に向けてかじを切る年に、この事業をはじめとし、待機児童の解消や福祉医療の拡充等の個人給付事業と並行して、市内の土地利用の分野においても積極的に取り組む姿勢が必要と考えます。市域全体の土地利用について、市街化区域の現状は、大津湖南都市計画区域に属している市として、市街化区域の比率が低い、約13%であります。

市街化区域等の区域区分の見直しは5年から8年に1度の見直し、市街化区域の拡大については、その計画熟度を高めるとともに、現状を見直し（拡充）していく政策は必須であることは言うまでもありません。加えて、大津湖南都市計画区域の区域区分の見直しのみを待ってはおれない状態と考えます。

そこで伺います。市街化調整区域の開発許可について、さらにこれに加えて、市街化調整区域において都市計画法で認められている開発許可メニュー（都市計画法第34条列記）を駆使して、まちづくりを進めていくべきであります。具体的には、野洲市都市計画法に

基づく開発許可等の基準に関する条例に基づき、市街化調整区域での非自己用（分譲）住宅開発ができるように、許可基準を下げるのではなく、人口減少の現状のもとで、市街化調整区域の開発許可申請について、やむを得ず開発申請を許可するのではなく、積極的に適用する姿勢で臨むことが肝要と考えますが、見解を伺います。

市街化調整区域でのもう少し大規模な開発手法に地区計画制度があります。隣接両市、守山市や近江八幡市のまちづくりの実例から、どうして野洲市ができないのか、いささか疑問であり、このままではまちづくりに差がつく一方であると思います。上記手法に比べて時間がかかります。自治会からのキックオフであることから、計画策定から開発許可まで1年から2年近くかかるケースがあります。地区計画にあっては、農地を含む場合は白地農地のみを対象としており、青地農地での地区計画制度は制度としてない状況にあります。都市計画の概念として、職住近郊を考えのもとにまちづくりを進めるべきであると考えます。

職、職場、企業誘致の促進、既存企業との連携強化、組織による対応、企業連携推進室の設置によって可能になります。手法として、市街化区域編入または市街化調整区域での開発許可の対応が求められます。

住、住まい、このままでは既存集落はもたない住宅開発、既存集落周辺の土地利用について、手法として都市計画法に基づく地区計画制度、都市計画法第34条開発許可が求められます。

耕作する農地があったので、当該自治会に住まいを設ける、集落営農組織や大規模農家への農地の集積が進み、離農者が大半となり、生まれ育った自治会に住み続ける必要性がなくなってきた。野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準、野洲市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例、農業振興地域の除外に係る5要件について、これらを踏まえた上で、農業振興地域整備計画の見直し（農振解除）（青地から白地農地への計画変更）がネックとなります。これは、市民からの申請に基づき、市役所が許可するものでなく、市民からの要請に基づき、市が保有する農業振興地域整備計画を見直すもので、滋賀県の事前審査と計画変更に対する滋賀県の同意が必要となります。農業振興地域の除外に係る要件は、5つの要件クリアが必須であります。

特に5要件目の農業生産基盤整備事業完了公告後8年を経過しているものであることの縛りが、非常にハードルが高い状況であります。具体的には、農業振興のためのかんがい排水事業等はその受益地が広範囲であり、幹線道路が整備され、その農地の持っているポ

テンシタルに変化が生まれ、周辺土地利用が大きく変化しても、また幹線道路で分断、区画され、いわゆる広がりのない農地、一段の農地でないにもかかわらず、受益農地であるがゆえに、8年計画はおろか、一部上流部の他市地域で基盤整備事業が繰り返されるたびに、8年経過後の要件は、また1年目からカウントされ、繰り返され、完了公告後8年経過の年度は遠のき、結果として当該農地は農振解除されず、青地の農地のままであるという現象が生まれ、新たなまちづくりを目指す野洲市にとっては大きな足かせとなっていると考えます。例えば、野洲川土地改良区（石部頭首工）、野洲川下流土地改良区（琵琶湖の逆水）であります。

2つ目の質問は、市役所の業務として農林水産業の振興について。それだけを考えると農地を転用すること自体が開発と相反するわけですが、農地の集積、集約化については、特に野洲市は進んでいる現状を説明し、また白地農地がなく、軒下まで圃場整備している現状、そしてさらなる集約化に向けての取り組みを説明した上で、周辺土地の状況の変化から農振地域の見直すべき区域は、その都度見直しに取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 津村議員の市内の土地利用政策について、まず1点目の市街化調整区域の開発許可に関するご質問にお答えを申し上げます。

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域です。このことから、市街化調整区域において許可し得る開発行為は、都市計画法第34条各号において限定されており、該当すると認める場合でなければ、開発許可をすることはできないという制度になっています。このことを踏まえて、市街化調整区域での開発許可につきましては、基本的には制度の範囲内での対応や必要に応じて、あくまでも制度の範囲内での一定の裁量や解釈による対応になります。

ご質問いただきました市街化調整区域での非自己用分譲住宅の開発に当たっては、都市計画法第34条第10号に規定されている、地区計画制度が活用できる可能性があります。ただ、ご指摘のとおり、青地農地では、地区計画の設定ができない、期間を要するなど、課題は多く、それら以外にも、都市計画マスタープランに合致していることや地権者の総意があること、さらには、事業実現の熟度や確実性を考慮し、検討する必要があります。市としては、地権者や事業者等から、地区計画制度に適合した提案をいただければ、その実現に向けて検討してまいります。

次に、2点目の農業振興地域整備計画の見直しに係る見解に関する質問にお答えをいたします。

市としては、まちづくりに合った土地利用を行う必要があると考えております。優良農地を確保し、農業振興を図ることと市街化区域を拡大しまちを活性化していくことを両立させることが、本市の課題であると認識いたしております。

このことから、社会情勢の変化や地域の実情に応じて、保全する区域と開発する区域を明確に区分し、都市的土地利用と自然的土地利用の適正な組合せに配慮するとともに、都市計画マスタープラン等との調整を行い、計画的な土地利用を図っていく必要があると考えております。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

私も今年で、九州鹿児島からこの滋賀の地、野洲の地へ来て、ちょうど40年になります。野洲を選んだのは、駅があるということが第一条件でした。あの当時、野洲駅を降りて、北口のほうに、駅からも歩いて2分以内に着ける社宅というか、アパートに住みました。当時は田んぼがありました。ちょうど西友とか、今あるところには田んぼがあり、野洲化学さん、その前はボウリング場とかということをお聞きしました。随分40年たって、今はもう見違えるというか、まちづくりが確実に進んでいると思います。私の先輩議員もおっしゃっていました。「何で野洲に住まはったんですか」と言ったら、「いや、始発があるからよ」と言って、ちょっと言い方はこんなあれじゃなかったんですけど、まあまあそんな感じでおっしゃいました。私もある意味というか、納得しました。始発があって、その方は大阪に勤務されていたんですね。やっぱり、そういう利便性は非常に高いと思います。ただ、先ほど申しましたとおり、市街化区域が本当に少ないというのは、本当にこれを拡大していかなければならないというふうに思っています。

再質問なんですけども、市民の方からこのようなお声がございました。毎年非農家も出勤して、農地を守るべく、排水路清掃を実施されています。優良農地を守り、農業を守ることは理解できます。しかし、農地を預けた世帯の次の世代、若者はその集落に住む必要がなくなり、出ていかれます。これは職住近郊の考え方であります。

については、農地だけでなく、その農村集落周辺の土地利用を集落自らで考え、変更し、例えば集落周辺を白地農地とすることにより、農村集落を守っていくべきと考えます。そのことがひいては農業を守ることに繋がると思います。いかがでしょうか、見解を伺い

ます。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 非常に難しいご質問だと思います。確かに言われることはよく理解できます。普通の白地と言われる農地ですと、いろんな地区計画を張ったりとかということで開発は可能などころが多いんですけども、青地と言われる農業振興地域は本当にハードルが高いというのが、その集落内で、例えばもうここ白地にお願いできますかということが言えないというふうに私は認識しているんですけども、一旦、この農業振興地域になっていると、8年見てとか、要は水利の関係でなかなか農振から農振解除ができにくいというのが、本当に難しい。やっぱり、高いハードルなんですけども、おっしゃることはよく分かるんですけども、市民さんが言われていることですか、非農家なのに水路の掃除をしたりとかいうことをしているというのをお聞きしますと、本当に、どう言ったらいいんでしょうか、矛盾があるのではないかなと思うんですけども、守るべき農地というのは当然守っていかなくてはならないということは、強く思っております。そうでない農地、要は、先ほど橋議員からも出ておりましたけども、もう放棄地になっているような農地というのは、積極的に青地であれば、そこを何とか開発できるように持っていくとかいうことは、今後も推し進めていきたいというふうに思っております。

ちょっとお答えになっていないかもわかりませんが、非常にハードルが高いということと前向きに検討させていただくということで、青地を白地することを前向きじゃなくして、放棄地とか、そういう土地については、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） ありがとうございます。

住んでみたい、住み続けたい、住んでよかった。最初のこの住んでみたい、住みたいと、ここに行くにはその得がなければ、まずそのステップを踏むことはできないので、やっぱり先ほどもちょっと申しましたけども、野洲の利便性を考えてみると、もっともっとアピールもしていく必要があると思いますし、市街化区域というのを拡大する。これは、やっぱりやっていかない限り、人口増にはつながらないというふうに思いますので、それは市長自らがこの市街化区域拡大に向けての決意なり、またもう一度、再度、ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 先ほども申しあげましたですけども、市街化に隣接する地域で、市のマスタープランでも色塗りをしております。その地域においては、まず住居系なり、産業系ということで色塗りもさせていただいておりますので、その部分に関しては、今後、市街化に向けて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○7番（津村俊二君） 以上で、公明党を代表としての代表質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 次に、創政会、第11番、服部嘉雄議員。

○11番（服部嘉雄君） 第11番、服部嘉雄でございます。創政会を代表しての質問を行います。

なお、3人目でございますので、ややもすると、先の方々と重複する部分もあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

栢木市長が令和2年11月に就任されて、はや3年目となりました。就任直後の1年目、2年目は、財政が非常に厳しい中、山積する重要課題に果敢に取り組み、長年の懸案であった市民病院の問題について総合体育館東側市有地への新築移転での整備を決定し、野洲駅南口周辺整備構想にも道筋をつけるとともに、果敢に国、県、近隣市町へ働きかけ、県立高等専門学校を野洲市へ誘致することに成功され、また国道8号バイパスや大津湖南幹線道路の早期開通へと着実に進められています。

また、先般1月24日の大雪の際には、いち早く文化小劇場を避難所として開設し、約200人もの人々がJRから、この寒いところから文化小劇場へ避難されて、この前の市民懇談会でそういうような市民の方から、非常にそういうふうなことについて早い対応でお褒めの言葉をいただいた、そういうふうなこともございました。

一方、歳入を増やし、ゆとりある財政運営を目指し、返礼品を伴うふるさと納税へとかじ取りをされ、令和3年度において約6億2,000万円、今年度は倍以上の約16億円以上が見込まれるなど、大きな成果を上げています。

さらには、平成30年10月に示された野洲市経営改善方針に基づき、もっと早期に取り組むべきであった公共施設等の使用料や住民票、納税証明等の手数料の見直しを行い、また現在も文化ホール3施設のあり方検討にも取り組むなど、難問にも背を向けずに真摯に向き合う姿勢は大いに評価されるものと考えております。

さて、令和5年度は3回目の施政方針になります。市長も「市長就任からはや2年余り

が経過し、任期の折り返しに入りました。この間、笑顔あふれる野洲市のまちづくりに向けて全力で取り組んでまいりました」と述べられております。そこで、施政方針の中でもその成果などは述べられていますが、市長自身2年間を振り返って、何が大きな成果だったのか、そして「笑顔あふれるまちづくり」実現には、あと何をしていかなければならないと考えておられるのか、所見を伺いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 創政会、服部議員の代表質問の1点目、2年間を振り返り、大きな成果と「笑顔あふれるまちづくり」実現のために今後行う施策についてのご質問にお答えをいたします。

2年余りで、様々な施策にチャレンジさせていただきました。まず、就任後、速やかにふるさと納税制度の見直しに取りかかり、返礼品を伴った制度に変更いたしました。これにより、令和3年度には約6億2,000万円、令和4年度には約15億円を上回る多額の寄附を受けることとなり、これまで硬直化していた市の財政に寄与することができたと考えております。

そして、本市の大きな課題となっていた新病院整備につきましては、総合体育館東側市有地で整備を進めるために必要な条例改正や関連予算の議会承認を得ることができました。この地は、本市のほぼ中央に位置し、市内各地からのアクセスが良好な最適地であり、新病院の理想的な将来像を描ける方向へとかじを切ることができたと実感しております。

また、病院整備の方針が定まったことで、野洲駅南口市有地の活用の方向性をお示しさせていただき、昨年12月から、これまで10年以上空き地となっていた駅前市有地において、にぎわいの創出に向け、官民連携による取り組みによいよ着手することとなりました。

そして、議員の皆様にもご支援をいただきました（仮称）滋賀県立高等専門学校内の市内誘致につきましては、県内の9市が活発な誘致活動を展開される中、市内の多くの関係団体や企業、近隣市、国の機関などの協力を得ながら、建設地を本市市三宅地先の県有地に決定していただくこととなりました。

他にも、新型コロナウイルス感染症対策の各施策、国道8号バイパスや大津湖南幹線といった幹線道路整備の順調な進捗、小学校6年生までの通院医療助成の拡大による子育て支援の拡充など、市民や議員の皆様のご理解とご協力のもとで、職員とともに取り組んできた施策が大きな成果になったと考えております。

あと、何をしなければいけないかということですが、まずは新病院開院、駅前整備、県立高専開校に向けた取り組みをしっかりと進めてまいります。まちづくりの基本となる道路整備や河川改修といった都市基盤整備も引き続き推し進め、さらに本市で育った子どもたちの未来に向け、企業誘致をはじめとした土地利用の見直しや、移住や定住といった税収増や人口増の施策にも着実に取り組んでまいります。また、国が打ち出した異次元の少子化対策についても、本市として何が取り組めるのか、しっかりと見定めてまいりたいと思います。これらに取り組むことで、「笑顔あふれるまちづくり」の実現を図っていきたくと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） 次に、令和5年度当初予算については265億円、前年度比20億7,000万円、率にして8.5%の増という野洲市誕生以来の大型予算となっております。その中でも目立つのが、施政方針にでも1番に言及されている少子化対策や子育て支援などの事業ではないかと思います。子育て、教育、人権の分野として、住宅取得費用等の一部を助成する結婚新生活支援事業、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産、子育てできるよう、妊娠期からの出産、子育てまで切れ目のない支援を実施するとともに、経済的な負担を軽減するため、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業など、様々な事業を通じて、結婚、妊娠から出産、子育てまで一貫、継続した展開を図ろうとされているように思います。

そこで、もう少し具体的に分かりやすくこれらの事業に込めた思いを伺いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 妊娠から出産、子育てまでの一貫した展開についてのご質問にお答えをいたします。

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭も少なくない現状を鑑み、本市では、これまでから安心して出産や子育てができるよう、産前産後サポート事業や産後ケア事業、乳幼児健診など、妊娠期から育児期にかけての切れ目のない支援の充実に努めてまいりました。

今後、国が新たに伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業を創設されたことから、本市では、これまで以上に妊娠届出時から、特に2歳頃までの低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産、育児等に係る不安等を取り除くための面談や継続的な情報発信を行う

ことなどにより、必要な支援につなげていく伴走型相談支援の充実を図るとともに、新たに経済的支援を一体として実施し、関係機関とも連携しながら、異次元の少子化対策の一翼を担えるよう、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のさらなる充実を目指してまいります。

また、野洲市結婚新生活支援事業については、本市で新生活をスタートされる新婚世帯の経済的負担を軽減するものであり、少子化対策及び本市への定住促進を図る思いから実施するものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） 次に、産業、観光、歴史文化の分野については、3年以上にわたるコロナ禍で様々な産業にも大きなダメージがあります。また、農林水産業等の一次産業においても、出荷額の低迷や後継者不足等により対策が必要と考えます。具体的な施策等について、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 3点目の産業、観光、歴史文化、農業の各分野における施策等についてのご質問にお答えを申し上げます。

産業、観光、歴史文化の分野では、本年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症がインフルエンザと同じ5類に引き下げられることから、経済活動等が活発になることを期待いたしております。今後は、国の方針や動向を注視しながら、これまでの取り組みを着実に進めてまいります。

農業の分野では、生産の効率化に向けた機械等の導入に対する支援、農業を始める方に対する支援、農業経営を受け継ぎ、発展させる取り組みに対する支援、また農地の利用や保全などの将来像を明確にする地域計画の策定につきましては、令和5年度から着手し、地域との話し合いを実施してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） 積極的なご答弁いただき、ありがとうございました。

何といたっても、市長の答弁ですと、まずはふるさと納税に取り組んだと、返礼品つきのふるさと納税に取り組んで、財政的な収入増を図り、その後、いろいろなもの、野洲病院への取り組みとか様々なことを一番の成果であるというふうにも考えておられると思います。

そしてまた、笑顔あふれる野洲市のまちづくりに向けて、今後、子育て施策の充実とか様々な施策、人口増加と活性化を図っていききたいとの思いを受け取りました。また、アフターコロナの時代、商工業、農林水産業等の産業振興により、地域経済の循環と活性化を図りたいとの思いも感じ取りました。新年度以降においても、さらなる充実を期待したいと思います。

次に、教育方針についてお伺いしたいと思います。

冒頭にも述べられておられるように、ここ2年間で2度にわたる教員によるいじめ事案が惹起したことは誠にざんきに堪えません。しかしながら、これを教訓として様々な対策を講じる計画であり、教育委員会を中心に教育関係者はもとより、地域、家庭をも巻き込んだ中で、将来の野洲を担う子どもたちがたくましく生き抜いてくれることを期待したいと思います。けれども、義務教育の基本は、いじめ対策や道徳、人権教育だけではありません。

教育の3つの視点でも述べられておるように、子どもの生き抜く力を育てること、これは社会生活を営んでいくための基礎学力や基礎体力の確保、人や社会と関わっていくためのコミュニケーション能力の確保など、子どもの育ちの支援、これは基本的な生活習慣の確立や非認知能力と表現されている意欲や創造性、協調性や忍耐力の獲得などと考えますが、これら多くの課題がある中で、基礎学力を身につけることは義務教育の中で一番求められているのではないかと考えます。

そこで、本市の全国学力・学習状況調査の結果は全国並みか、平均以上ということでございますけれども、二極化が進んでいるとも分析をされています。このような中で、子どもの基礎学力の構築をどのように取り組もうと考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 創政会を代表しての服部議員の教育方針についてのご質問のうち、子どもの基礎学力の構築についてお答えをいたします。

その取り組みは3つあります。

まず1つ目は、全ての学習の土台となる教員の授業改善でございます。児童生徒が自ら学んで意見を出し合ったり、教え合ったりすることで、物の考え方や見方を広げたり、新たな見方、考え方を発見することができる授業を目指していきたくて考えています。

2つ目は、1人1台配付していますタブレットパソコンの有効活用です。授業以外でも

自分で学習できるように、タブレットドリルというソフトをその中に入れてあります。児童生徒が自分の力に合わせて学習することができます。

3つ目は、読書活動の推進です。読書量と学力が関係しているという国の調査結果から、野洲図書館とも連携をしながら進めていきたいというふうに考えています。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） 本質を捉えた答弁、1番目に教員の授業改善ですか、2番目にタブレットの有効活用、3番目に読書活動の推進というふうなことで、今後も人権教育を土台に掲げた上で様々な課題に取り組み、総合的に愛と輝きのある教育のまち、野洲を目指して取り組んでいただくことをお願いしておきたいと思います。

それでは、2番目のほうに移りたいと思います。

中心拠点と地域拠点についてお伺いしたいと思います。

令和3年7月に改定された都市計画マスタープランでは、JR野洲駅周辺地域を中心拠点として、行政、教育文化、商業、医療、子育て、居住及びこれらが総合した機能の配置とさらなる充実を図るとなっています。現に、野洲駅周辺には市役所、文化ホール、大型スーパーなどが集中しており、近年はマンション等も多数増加しております。一方、地域拠点として、北部の中心となっている吉地・西河原地区の市街地は、自然豊かな趣のある居住機能を基本とし、行政、教育文化、商業、医療、子育て等の多様な機能の充実、強化を図るとなっています。そのような中で、この地域では旧の中主町役場、現在の北部総合庁舎、あるいはさざなみホールなどの豊積の里総合センター、大型スーパー等が立地しており、一戸建てを中心に、住宅街を広がっています。

今から19年前、平成16年、私も含めて旧中主町民は、合併により財政的にも安定し、今までより充実した行政サービスとなることを信じ、夢と希望を抱いておりました。残念ながら、現実はそう甘いものではなく、北部合同庁舎の市民窓口も3月末で廃止が決まっており、さざなみホールも文化ホール3施設のあり方検討の中で、先行き不透明な状況となっております。

そこでお伺いいたします。

都市計画マスタープランに計画された地域拠点である吉地・西河原地区の行政、教育文化、商業、医療、子育て等の多様な機能の充実、強化を図るという目標をどう実現していくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 2点目の中心拠点と地域拠点における機能の充実、強化についてのご質問にお答えをいたします。

本市では、長期的な視点として、健康で快適な生活環境を確保し、持続可能な都市づくりを進めるため、多極ネットワーク型コンパクトシティーを目指すこととしており、その主要な骨格構造の1つとして、吉地・西河原地区の市街地を中心とした地域を、J R野洲駅周辺を中心拠点と並び、市域北部の中心地として重要な拠点に位置づけております。

ご質問の行政、教育文化、商業、医療、子育て等の多様な機能の充実、強化につきましては、長期的な視点でこれらの都市機能を拠点に誘導すべく、立地適正化計画に基づく誘導施設の届出制度の運用や都市再生整備計画事業の活用について検討を行ってまいります。

また、現在、整備が進んでいる大津湖南幹線が開通すれば、野洲から大津までの移動が飛躍的に便利になり、今後、沿道区域を市街化区域に編入できれば、産業系及び住居系の土地利用が一層進み、地域の活性化にもつながると考えております。今後も引き続き、拠点を中心とした都市機能や居住機能の維持、増進に努めてまいります。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） また、都市計画マスタープランには、もう一か所新たな地域拠点として、「市域のほぼ中央部に位置し、住宅地が広がる祇王地域の市街地は、防災拠点、教育文化、医療、子育て等の公共施設が集積している生活利便機能と併せて、住居、産業、商業機能を誘導するための長期的な市街地整備を図りつつ、市域の中央地点として新たな拠点創造を目指します」と計画されております。

野洲市のほぼ中央である祇王地域の新たな拠点創造についての所見を伺いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 新たな拠点創造についてのご質問にお答えをいたします。

ご指摘の地域拠点は、現時点では正式な拠点としての位置づけはしておらず、J R野洲駅周辺を中心拠点と北部合同庁舎周辺の地域拠点の次の拠点候補として、都市計画マスタープランで示しているものであります。現時点での本拠点の構想は、ご指摘のとおりであり、拠点創造に向けた具体的な検討には現在至っておりません。

なお、来年度、総合計画の改定に併せ、都市計画マスタープランと立地適正化計画の改定を予定しており、病院整備計画地周辺区域を新たな地域拠点として位置づけることを検

討する予定でございます。その際に、ご指摘の地域拠点のあり方についても、本市を取り巻く社会経済情勢や人口、産業の動向の変化、市民意向の変化、今後のまちづくりの方向性等を踏まえて、改めて整理したいと考えております。

いずれにいたしましても、当該地域拠点周辺は、市の中央であり、市内各地からのアクセスがよいエリアとしてふさわしい拠点となるよう、多極ネットワーク型コンパクトシティの考え方にに基づき、そのあり方についてしっかりと検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） 吉地・西河原地区の地域拠点についても、立地適正化計画に基づく誘導施設の届出制度の運用や都市再生整備計画事業の活用等により、長期的な視点で都市機能を誘導していくとのご回答、さらには現在、比江から比留田までの区間の整備が進められている大津湖南幹線ですが、西河原地先ではその周辺で130区画の宅地開発が進められており、沿道区域の市街化区域編入も視野に入れた考えも示していただき、大変ありがとうございます。また、祇王地域の新たな拠点創造についても、新病院計画地周辺区域を新たな地域拠点として検討すること、この地域は市の中央であり、市民誰もが便利にアクセスできる新たな拠点として位置づけられるよう期待したいと思います。

それでは、次の質問に行きたいと思います。

3つ目は、野洲駅南口周辺整備についてお伺いしたいと思います。

次に、野洲駅南口周辺整備についてであります。1月26、27日に環境経済建設常任委員会において、広島県廿日市市と呉市の行政視察研修に行っていました。呉市に関しては、「駅周辺整備のまちづくりと地域企業とのつながりについて」をテーマに研修を行いました。呉駅周辺では、駅前広場においてバス待合スペースや一般送迎車のスペース不足など、機能低下が見られ、さらには駅前にある旧そごう呉店、百貨店ですね、そごうの呉店跡地の再生も大きな課題であることから、呉駅周辺地域総合開発が進められておりました。呉市がそごうから権利を買収するとともに、駅前広場の整備を一般国道31号呉駅交通ターミナル整備事業として、国土交通省の直轄事業として採択され、進めることが決定しています。

駅前広場では、バス、タクシー、自家用車と歩行者を分離した駅前広場の整備が進められるとともに、交通ターミナルと一体となるデッキ広場の整備を図り、JR呉駅を橋上化し、南北一体の玄関口とし、にぎわい創出につながる広場空間の利活用が図られる予定です。

す。

一方、旧そごう跡地は、事業協力者、くれみらい、これは地元企業等6社による呉市の検討パートナーであります。これを選定し、複合施設の整備を計画策定するとともに、実施事業者にも選定しています。

複合施設には、商業、業務等機能として商業施設、民間オフィス、医療・スポーツ施設等が、分譲マンションとして23階建て120戸に加え、高齢者向け賃貸住宅を整備し、公益機能として子育てセンターやアーバンデザインセンターと呼ばれる公、民、学、いわゆる官のことで、公とは表現していますが、公、民、学が連携したまちづくり組織が整備される予定であります。スマートシティの発信拠点として建物OSから都市OSの形成が図られる予定であります。

野洲市とよく状況が似ていると感じました。私がこの視察で着目したのは、駅前広場でデッキを活用して1階を車系の広場、2階を歩行者系広場とし、自動車と歩行者を分離した整備が進められるということと、官民連携により交通ターミナルと一体となった複合施設の整備によるにぎわいと町なか居住の推進を図っているところであります。

そこでお伺いします。

本市も野洲駅南口周辺整備においてデッキ等を活用して、駅前ロータリーの形状変更も含め、歩行者と車を分離する必要があると考えますが、所見をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、服部議員の野洲駅南口周辺整備についてのご質問の1点目にお答えさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、デッキを設置することで、駅との一体化によるにぎわい創出につながり、また歩行者と車両の動線を分離することで、安全性と利便性の向上につながると思います。一方で、デッキの設置となりますと、駅舎の改修が必要となり、時間を要することなどの課題もあると考えます。これらのことを踏まえまして、デッキの設置につきましては、安全性、利便性の確保に配慮しながら、検討のほうを続けてまいりたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） 次に、複合施設の内容が、商業施設、民間オフィス、医療・スポーツ施設、分譲マンションとして23階建て120戸に加え、高齢者向け賃貸住宅も整

備して、公益機能として子育てセンター等の整備というのは、本市としても参考にすべき事例と考えますが、これに対する所見をお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、2点目のご質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、呉市をはじめ、全国の駅前開発事例を参考にしたいと考えておりますので、視察研修の詳細な内容などございましたら、ご教示いただければと思っております。

全国の事例を参考にしながらも、それぞれの自治体が抱える課題や背景等がございますので、野洲市の特性、周辺の状態などを十分に考慮した上で、魅力あるよりよい提案を民間事業者から受けることができる公募条件を設定していきたいと、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） 1月26、27日に広島県へ行ったと申しましたが、26日のほうには広島県廿日市市のほうも行きまして、広島電鉄、JA広島駅前病院前の研修もしてまいりました。こちらの駅前には病院の他に、イオン廿日市店があったが、撤退したために、基本計画検討委員会を設置し、サービスつきの高齢者住宅やデイサービス、イオンモール、保育園等の官民複合施設や横断歩道橋などの整備を進めているという事例も研修してまいりました。ご回答いただいたように、人口規模等も違うし、置かれた状況も違いますし、直接参考になるものではないかもしれませんが、いずれも駅前ビル整備をする際に、事業費であるとか維持経費を考えますと、売却利益とか税収等も検討材料に盛り込む必要があると思いますし、また、やはりいずれも住宅等も要素に入れているということもあります。ぜひ様々な先進事例をご研究いただいて、よりよいものができるように、よろしくお伺いしたいと思います。

次の質問に参りたいと思います。

4番目には、市街化区域の拡大についてお伺いしたいと思います。

市長は施政方針の中でもこのように述べられておられます。「全国的に多くの自治体が人口減少問題を抱えています」「少子高齢化の中での急激な人口減少は、労働力人口の減少や医療、介護費の増加などにより、経済活動、自治体経営及び社会保障制度に大きな影響を及ぼします」「幸い野洲市は、近畿の大都市近郊に位置し、高い交通の利便性により、

住宅需要や都市機能の集積などが見込まれる潜在的な可能性の高いまちです」「また、豊かな自然と香り高い文化のまちでもあります」「私は、この地域資源を有効に活用し、その優位性を生かしたまちづくりを展開することにより、人口減少の不安を払拭し地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題であると認識しています」。

一方、昨年の奥山議員の代表質問の答弁、回答の中で、野洲市の弱みとしてこのようにも述べておられます。「まちのポテンシャルが高いことで住居や企業立地という需要が高いにもかかわらず、市街化区域が狭小である、供給不足に陥っていることが弱みとして挙げられる」「都市計画マスタープランを具現化することで持続可能なまちづくり、都市づくりを進めてまいりたいと考えている」いずれの認識も全く私も同感でございます。

そこで、これらの課題を克服するためには今まで以上に住宅用地や企業用地の確保、すなわち市街化区域の拡大が必要かと考えますが、市街化区域拡大に向けてどのように取り組もうとされているのか、先ほどの議員の方と重複する部分もございますけれども、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） 創政会を代表されての服部議員の市街化区域の拡大についてのご質問にお答えをいたします。

都市計画マスタープランでは、地権者の方々や事業者の方々が、具体的な事業計画が描けるよう、将来の土地利用の方向性を示しております。事業者等の方々が、都市づくりにご参画いただける制度といたしましては、都市計画法に基づく提案制度がございまして、区域区分の見直しや地区計画を進めていく際に、活用いただいているところでございます。今後の市街化区域の拡大の検討に当たりましても、提案制度を活用いただき、その際には、都市計画マスタープランに整合していること、編入を検討する地域の地権者の皆さんの総意があること、そして当該地域における事業計画が熟度や確実性を備え、実現可能であることを前提としたご提案をいただきましたら、市街化区域編入の決定権者でございます滋賀県との協議を進めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） 先ほども出ておりましたが、野洲市は湖南地域の他市に比べて、市街化区域比率が約半分程度でしかなく、やはり今、三上部長からおっしゃっていただきましたように、都市計画提案制度の活用など、様々な手法を通じて、市民、行政、あるい

は事業者等も巻き込んで、共同して、こういった市街化区域の拡大に向けて取り組んでいく必要があると思います。どうぞよろしくお伺いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

5つ目は、歴史文化遺産の保全、活用についてお伺いしたいと思います。

永原御殿は今から約420年前の江戸時代前期に建築され、徳川家康から三代にわたり、将軍の宿所として活用され、令和2年3月に永原御殿跡として国史跡の指定を受け、保存整備と公開活用を図るため事業が進められています。これは、第2次野洲市総合計画においても、歴史文化遺産の保全、活用として位置づけられています。

また、現状と課題について「市内には指定文化財をはじめとする多くの歴史遺産があります」「地域の魅力ある歴史や文化を再発見し、次代に伝えていくことは、地域への誇りや愛着を育みます」「しかし、時代や社会構造の変化に伴い、貴重な資料の逸散や後継者不足等に伴い、保護、継承が困難となりつつあります。文化財をはじめとする歴史的遺産、市民遺産の保存、修理、活用を進めるとともに、地域に残る歴史遺産に視点を据え、学び、体験することを通じて市民の関心、理解を深め、次代にしっかりと継承していくことが必要です」と述べられており、この流れに沿って、事業が進められているものです。

そこでお伺いしたいと思います。

比留田地区にあります近松家住宅も今から約380年前の江戸時代前期に建築された琵琶湖のヨシでふかれた木造建築でございます。赤穂四十七士の1人、近松勘六行重が隠遁していた屋敷としても有名で、忠臣蔵ファンの中では有名な建物でございます。残念ながら、ヨシぶき屋根の損傷が激しく、近い将来崩壊の危機にあります。現在の所有者の力では修復できないところまで来ております。所有者の意向としては、市に寄贈してもいいので修復保存を図ってほしいというのですが、なかなか前に進まないのが現状でございます。このままではせつかくの歴史的な遺産が逸失してしまうのではないかと危惧しているところでございます。お隣の守山市では、同じような旧家、諏訪家屋敷が市によって修復、保存されて、公開されております。何とか、本市においても、地域資源として活用できるよう保存、活用できないかをお伺いしたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、服部議員の5点目の歴史文化遺産の保全、活用についてのご質問の中で、近松家住宅の保存、活用についてお答えをいたします。

赤穂義士の1人である近松勘六ゆかりの近松家住宅は、貴重な文化遺産であることは認

識をしています。そうした中、令和5年度から、野洲市文化財保存活用地域計画の策定へ向けた取り組みが始まります。その策定委員会の中で、近松家住宅が保存、活用できないか、議論をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 服部議員。

○11番（服部嘉雄君） ありがとうございます。

野洲市内には、今申しました近松家住宅のみならず、古墳、銅鐸、神社仏閣の仏像をはじめ、教科書にも出てくるような歴史的偉人にまつわるものなど、多数の歴史遺産があります。これを適切に保管、維持し、後世に伝えるとともに、公開できるものは一般の方にも公開することを通じて、観光資源としても活用し、まちの活性化にも取り組むべきだと思います。今説明いただきました文化財保存活用地域計画でございますか、ぜひとも積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

今、5点ほど代表質問、質問させていただきましたが、やはり一番大切なのは職員さんの努力といたしますか、人の力、マンパワーでございます。我々議会でも、是々非々できちっと評価すべきものは評価して、きちっと認めていきたいと思っておりますので、ぜひともご協力、一緒になって頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。再開を14時15分といたします。

（午後1時59分 休憩）

（午後2時15分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、通告による代表質問は終結いたします。

（日程第3）

○議長（荒川泰宏君） 日程第3、次に一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第16番、鈴木市朗議員。

○16番（鈴木市朗君） 新誠会、第16番、鈴木市朗でございます。どうぞよろしくお

願います。

昨日、啓蟄も終わり、夜、南の空を見ますと、本当にきれいな満月でした。そのときに、私が中学校で習った歌があります。詠み人は忘れましたが、「あの満月を取ってくれと泣く子かな」というような詠み人の歌を思い出しました。非常にお月さん、眺められていたことをほんまにうれしく思っておりました。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

今まで、市街化区域の拡大、様々な代表質問でありましたが、私はこの質問に当たりまして、上位法、要するに総合計画、あるいは都市計画マスタープランに記載されております地域を市街化区域に編入していただきたいというような思いで、今回、一般質問をさせていただきます。

野洲市において近い将来、市の財政の根幹である法人税、所得税、固定資産税に寄与してくれるような住居用立地、あるいは工業用立地の施策的、具体的なプランが見当たらない。もちろん、上位計画や都市計画マスタープランによりおぼろげながらその姿は書かれている。タイムスケジュールに沿って、具体的な絵が描けるレベルではない。当市は財政に寄与してくれている、多方面にわたる開発もほぼ終えんを迎え、駅周辺の集合住宅開発が完了すれば、間違いなく発展の低迷期に至りましょう。

そのことは、野洲市の総人口統計も見てとれます。平成29年、30年が5万8,700人前後、平成31年、令和元年、令和2年が5万1,100人前後、令和2年から令和5年1月までが5万600人から5万800人と明らかに頭打ちと言えます。

まちの活性化、再生を図るには、明確かつ早期の都市開発計画の意思決定が求められます。意思決定に当たっては、住環境と法人誘致に即した区画編入は不可欠であります。このことからその趣旨に沿った2つの提言をしたいと考えます。

まず1つは、市三宅地先小字寺角他20小字、合計面積22.3ヘクタールを工業地域に編入。2つ目は、野洲地先字伍領下他2小字2筆、合計8.3ヘクタールを市街化区域に編入。この2点についての早期意思決定が肝要と考えます。

まず1点目、市三宅地先の工業地域編入については、都市計画マスタープランで「大規模工業地域の隣接部における新産業の創造や新たな企業立地の促進」と示されている。また、この地は令和9年春の開校を目指す野洲市での高専決定場所とも隣接することになり、さらに魅力的な立地となります。高専の運営規模は5年後で学生数が600名、教員数が50名、職員数が40名というような形での運営を想定されております。

そこでお伺いたします。

工業地域への編入の決定は、企業及び高専にとってもアナウンス価値は極めて高いものがあると思うが、いかがでございますか。市長にお尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 鈴木議員の工業地域への編入の決定は、企業及び高専にとってもアナウンス価値は極めて大きいと考えるかのご質問にお答えいたします。

ご提案の地域を現在の農用地から産業系の土地利用に転換することは、議員のおっしゃるとおり、周辺に立地する企業や高専にとってアナウンス価値は大きいと考えます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） これが京セラですね。私が申し上げておりますのは、高専のこの部分までね、22.3ヘクタールですか。今、市長がおっしゃられましたアナウンス価値は大きいというようなことで、ちょっと安心をいたしました。

それでは、2番目の質問に入ります。市の上位計画やマスタープランとの整合性も含めて、工業地域に、次回改定される大津湖南都市計画審議会に上げられる考えは。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 工業地域に、今回改定される大津湖南都市計画審議会に上げる考えはのご質問にお答えいたします。

市三宅地先の地域については、都市計画マスタープランにおいて、大規模工業地の隣接部における新産業の創造や新たな企業立地を促進することとしており、将来的には産業系の土地利用を想定した地域と位置づけております。

また、ご質問の趣旨は、当該地域を次回の区域区分の定期見直しの候補地として県へ申出する考えがあるかということであると思います。このことにつきましては、現時点では、次回の定期見直しの時期やスケジュールについては、まだ県から公表されておりませんが、当該地域の土地利用転換について、地権者の総意があること、また実現可能な事業として、その熟度や確実性を見極める計画の提案があることを前提に、定期見直しのスケジュールに合致するタイミングで、市街化区域編入の候補地として、県に申出を行っていきたいと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 地権者の同意ということですが、それは私が思うのは、

やっぱり行政がまちの活性化、あるいは高専の生徒、また教職員がそこで実習できるという有利な条件の事例もあることですから、まずは市が工業区域に上げていくという姿勢を見せなければ、地権者がどのようにして動いていいのか、それが分からないんですよ。ですから、やはり市が先頭に立って、そういうことを進めていかなければ、区域区分の見直しなんて到底できません。そして、またあの地では、本当に自分ところで農業を営んでいるという方はもうほんの一握りです。そういうような状況の中ですから、やはり市が先、音頭は取っていかんことには、地域の方がどうして音頭取れます。やはり、市が先頭に立って進めていかなければならん問題だと思いますが、市長、どうお思いですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 定期見直しで市街化区域への編入を提案するに当たりまして、やはりまず農振地域でもありますので、地権者の同意というんですか、総意ですね。地権者の総意としてどういう事業者が来られるのかというのが1つの提案の理由というんですか、それに当たるわけなんですね。だから、市がここはもう市街化に準工なら準工にしたいんですとか言うだけでは、なかなか前へ進まないというのが現実でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） それは、その市その市によって、物の考え方が私は違うと思うんですね。ある町では、市が工業区域に指定し、そこでまたある業者がその地権者に同意を取りに回るといふ、そういうシステムを取っている市があるんですよ。ですから、そういうことを、都市計画審議会へ上がるまででも、そういうようなことを市が、やっぱり音頭を取らんことには、誰が音頭を取るんですか。やっぱり、市が自分らのまちを発展させ、法人税を上げようとする。また、高専の生徒をそこで学ばす、そういうことを考えた場合、市としての責務を私は感じてもらわねば駄目だと思うんですが、いかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 鈴木議員がおっしゃるとおり、音頭を取るというよりも、市がこの地域を産業系の土地にしていくということで、前向きに市民、まあ地権者の皆さんにもそういうふうな周知をしていくということは大事なことやと思う。そういうことがありまして、市のマスタープランでは、産業系の区域にしますというような位置づけに、今現在、そういうふうにしております。それをもって、従来の近隣というか、隣接する企業さんも、この場所はいいなというような声が、やはり上がっております。そういう形で、一つひと

つ段階を経て、前へ進めていきたいというのは正直ございますが、市がここ、地権者に回って、業者さんの、まあ言うてみたら、そういうことはちょっと。市が全部買い取って、工業区域にしますと、工業分譲地にしますとかいうのはちょっと違うと思いますので、その辺はまたご理解いただけたらありがたいです。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 市はあぐらをかいてなくて、やはりそういうようなことを、地権者に報告なり説明なりをするということを考えてもらわないかということ、私は申し添えておきます。それはできますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） できるというより、前向きに検討していきたいと思います。現に企業さんには、ここどうでしょうねとかいうような形では申し上げているところもございまして、今おっしゃったように検討してまいりたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） ある団体の方と話ししておりますと、そこは工業区域になったら、1番に手を挙げてくる企業はあるやろうと。そやから、もうあこは絶対に高専絡みで、やはり工業区域に持っていくんやという、そういうような雰囲気は行政としてはつくり出してもらいたいということ。

次に入ります。

近年、海外進出していた企業の日本での生産回避や海外企業の日本進出例が多く見られるようになってきました。特に熊本県での進出、事業拡張例は顕著であり、半導体受託生産・世界最大大手ファブドリー、T S M C（台湾積体電路製造）の進出に伴い、熊本県菊陽町や周辺自治体に限らず、国内での工業用地確保が深刻化しているとの報道もあります。

また、最近の報道ですが、R a p i d u s という半導体メーカーがあるんですね、R a p i d u s。これは申し上げますが、北海道の千歳市にて工場を建てる方針が固まったことが報告されております。R a p i d u sは、昨年、トヨタ自動車やN T Tなど、国内大手8社が出資して設立されております。日本の技術水準を引き上げるために、アメリカ I B Mやベルギーにある世界トップレベルの半導体研究機関 i m e c とともに技術協力、また、産業経済省から設備の導入などで700億円の補助を受けています。

まず、この半導体の生産にどんなことあっても欠かせないものがあるんです。それは水です。幸いにして、今申しあげました市三宅地先におきましては、野洲川の伏流水が十二

分にあります。それは半導体工場の工場地に対しては、最適の地だと私は確信しております。そのようなことを思うわけですが、市長、これは最近のニュースですので、たちまち熊本県菊陽町での対応はどのように思われますか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 菊陽町の対応というのは、要はこの進出してきたファンドリー、T S M Cですか、大手企業が進出してきたことについての感想ですか。

（「はい」の声あり）

○市長（栢木 進君） それは野洲市もぜひこういう大手半導体メーカーが来ていただけることを望んでおります。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） そのためには、やはり特段の努力をしていただかなければ、この工業地域の変更というのは、大変ハードルが高い問題だと私は思いますので、ぜひとも最大限の努力をしていただきたいということを申し添えておきます。

次に入ります。

令和3年度の当市の工業製品出荷額はいかほどですか。そしてまた、県下でのランクづけは何位ぐらいに入っていますか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 鈴木議員の4点目の質問にお答えしたいと思います。

令和3年経済センサスー活動調査によりますと、本市の製造品出荷額は3,444億2,130万円で、県下19市町中12番目の額となっております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 工業製品出荷額は今報告していただきましたが、私は昭和63年に初当選してから、平成5、6年頃まででしたかな、確か、工業出荷額が県下で1位ということで報告を、それは宇野町政のときでしたからね、報告を受けておりました。それで、19市町の中で12番というのは、その当時で、村田製作所もなかった。まだ来てなかったかな。そのときで県下で1位だったということは、今、県下で12番ということで相当落ち込んでおりますね。それは、やっぱりどういうところに原因があって、企業さんの中のことはなかなか分からないと思うんですが、どういうことで12位というようなランクになったんですかね。落ち込んだんですかね。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの鈴木議員の質問にお答えします。

いわゆる出荷額ですので、その製品の部門がどのような形で推移しているか、そこについては不勉強で申し訳ございませんけれども、単純な考え方といたしまして、野洲市がその分順位が落ちるということは、他の自治体のほうが出荷額が完全に増えておるとということ、言い換えますと、そういうような工場進出があるということが推測できると思います。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 私が今まで工業区域の編入ということで、この出荷額と県下の12番ということをお聞きした中で、やはりこの市三宅地先は、工業区域に編入して、以前と同様の県下で出荷額第1位に持っていかなければ、工業地域の野洲としては、恥じることですので、行政の皆さんも、ぜひとも格段のお力添えをお願いしたいと思います。

では、2番目に入ります。

野洲地先字伍領下他2小字、合計8.3ヘクタールを市街化区域に編入です。これが県道2号線です。これが万葉台。これが三共のほうの野洲の住宅です。これ、市三宅ですね。私が申し上げていますのは、この友川ですね、友川から野洲寄り、これだけのところ、8.3ヘクタールですね。ここを市街化区域に住居区域に、編入していただいてということで質問させていただきます。

まず最初に、湖南の市街化区域のパーセンテージを申し上げますと、大津市が17.9、草津が40.8、守山が27.1、栗東が27.3、湖南市が20.9、野洲市が13.2です。この野洲市の場合は、野洲町のときに私が籍を置いていたときは、旧野洲町のときは、市街化区域面積が16%だったんですよ。その当時、守山市が26%で、それぐらいで大方10%ほどの差がありました、当時からね。旧中主町と合併したから13.2という数字に落ち込んだんだということを認識しております。

野洲市はJR野洲駅の始発、野洲止めがそれぞれ55列車前後と、京阪神へのアプローチが誠に好都合であること、道路においても令和7年の秋頃に国道8号バイパス完成、大津湖南幹線が令和6年度中には完成と、道路においても整備の進捗が見てとれ、利便性はさらに改善されます。

このように野洲市は、生活環境、利便性において、草津、栗東、守山の近隣3市に比較して、決して遜色はありません。しかし、当市の長年の致命的課題である市街化区域の少

なさを解決しない限り、求める都市化は望むべくもありません。このような観点から、上位計画である総合計画、都市計画マスタープランにある野洲地先字伍領下、他2小字、合計8.3ヘクタールの市街化区域編入についてお伺いたします。この区域では、既成市街地隣接部における土地区画整理事業を活用した良好な住環境の創出として位置づけされております。手法次第で心和らぐ豊かなまちづくりが可能と思うが、お考えはいかがですか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 既成市街地隣接部における市街化区域編入とその手法についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問にありました野洲地先の地域においては、市街化区域に隣接する地域として、住居系拡大市街地域圏域として都市計画マスタープランに位置づけいたしております。市街化区域編入の検討につきましては、先ほどと同じことになってしまうんですけども、地権者の総意、実現可能な確実性のある事業計画が必要とされることとございます。ただ、隣接する区域が、平成24年3月に市街化区域に編入され、現在も主に住居系の開発が進んでおり、同じ野洲地域内で、令和3年3月に主に住居系の土地利用を目的に市街化区域に編入された小篠原台地区についても同様に住宅開発が進んでいるところでございます。これらの区域の今後の開発動向も注視しつつ、本市を取り巻く社会経済情勢や人口、産業の動向の変化、他の候補地の優先度等も勘案した上で、当該地域の市街化区域編入の必要性について検討してまいります。

なお、開発手法については、ご提案のとおり、地権者が一体となって、面的整備を進めることができる土地区画整理事業が最適であると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 私の隣接する地域でもありますので、地権者の方に個別적으로話を聞いておりますと、「もう若いやつは百姓しよらへんのん。市朗はん、議長も交えて、また話ししてくださいな」というような意見も聞いております。ですから、やはり、先ほど申し上げましたとおり、まず行政が音頭を取ると言うたら、言葉は悪いですが、どうですかと皆さん、これから、やっぱり今、農業をさせていただいている方もお年寄りになったら、今までみたいなようなことができないと思うんですよ。ですから、その辺についても、やはり今後、まちづくりの観点から考えていかなければならないと思うんです。やっ

ぱり、マスタープランにもそういうようにきっちり位置づけされておりますので、ただ単の青地を私は市街化区域にしろということは一切言うてないわけですから、その辺の理解をしてくださいよ。

それと、平成24年に市街化区域に編入されました場所については、今、順次、分譲住宅計画がどんどん進んでおります。既に出来上がっている部分もあります。これからもう3、4年もしたら、あそこはほぼいっぱいになると思います。だからそういうことを見据えて、私は今、これ、提案させていただいておりますので、その辺をお酌み取りいただきたいと思っております。

それと、次は矢田川、友川の河川整備が完了しているのです、排水対策は私は問題ないと思うんですが、都市建設部長、いかがお考えですか。

○議長（荒川泰宏君） 三上都市建設部長。

○都市建設部長（三上忠宏君） それでは、1点目の2のご質問にお答えを申し上げます。

準用河川矢田川及び準用河川友川の河川整備につきましては、議員がおっしゃるように、既に完了をしておりますが、河川断面につきましては、整備当時の沿線土地利用に基づきまして、雨水の流出量を算定し決定しておりますので、ご質問の野洲字伍領下等の区域につきましては、農地として流出量を算定しているところでございます。このため、当該区域が、仮に市街化区域に編入されまして、開発をされるという場合には、他の開発と同様に土地利用に応じて、排水対策を検討していただく必要があるかと考えます。検討の結果、当該河川に流下能力がないという判断がされれば、河川改修や開発区域内に洪水調整池を設置するなどの対策を講じていただく必要がありますことから、当該区域におきまして、現時点で排水対策の問題がないとは言い切れない状況であるということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 確かに部長がおっしゃるとおり、水田面での流量計算みたいなような形で行っておるところですね。ところが、開発と言うたかて、3,008ヘクタールを一度に開発するんじゃないしに、やはりどちらかといえば、小規模でぼちぼちやっていけば、そう調整池も必要じゃなかろうかなど。友川、矢田川にしたかて、そう負荷はかからないと思うんですね。県道2号線から北のほうへ行けば、これはもう完全な農振区域ですから、マスタープランにも上がっておりません。そうしたことから考慮すれば、やはり矢田川、友川、ああいう河川が整備されているということは、絶対的な好条件だと私は思

うんですね。また、そのときにはぜひとも協力のほうをよろしくお願いいたします。

それと、今、あそこに市道がついておりますが、あそこの圃場整備されたのは、私の記憶では、市の補助金、県の補助金は一切入ってないと思うんですよ。市道の買上げで圃場整備されたんだと、私は認識しております。ですから、補助金というのは、ここの部分です、補助金というのは入っておりません、私の認識ですよ。ですから、その市道の買上げで圃場整備されたんだと、私はそういうように思いますから、もう絶対にここの地権者は誰一人遠慮することなく、市街化区域に編入ということを望んでおられると思います。それだけ申し添えておきます。

そして、次に入ります。

前段に申し上げましたが、高専の教職員数、約90名、この方たちの、やはり住居としての対応の必要性というのはどのようにお考えですか。やはり、90名からの教職員が来るわけですから、どんなことがあったかて、野洲で住まいをしてほしいという、そういうような基礎的な考え方というのは持ってもらいたいと思います。そのためにここを市街化区域に編入してくる、そういう考えはどうなんですか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 鈴木議員の3点目のご質問にお答えします。

令和4年3月に滋賀県が策定いたしました令和の時代の滋賀の高専構想骨子におきましては、教職員数は約50名、職員数は約40名と想定されており、またカリキュラムや教科外プログラム等の実施内容に応じて教職員数を今後検討するとされておられます。これらの高専の教職員約100名が野洲市内に居住していただけたら、大変ありがたい限りでございますけれども、教職員の住居の確保の必要性につきましては、高専を管轄します滋賀県のほうにて検討されるもの、そのように考えております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 滋賀県のほうで調整されるということでございますが、こうして野洲に来てもらうということは、やはり野洲も人口が横ばいで、どちらかといえば、減っていくほうが多いわけですから、県のほうにきっちり話をし、この100名近い方に野洲に住んでもらいたいという思いを強く要望していただきたい、そのように思います。

そのためには、ぜひ今の私が提案しているところを住居区域に編入していただき、やはりその方たちは野洲に住んでいただいたら、当然、所得税も固定資産税もお払いになるわ

けですから、野洲市の財政に対しては貢献していただけるという思いを持っております。ぜひとも実現可能な状態にしてください。

次の質問に入ります。

野洲駅の野洲発、野洲止めというのが、55列車という形で、前段申し上げましたが、それで、昼間人口と夜間人口の推移はどういうような形になっておりますか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 4点目のご質問にお答えします。

直近の令和2年国勢調査における従業地・通学地による人口・就業状態等集計では、本市の昼間人口は5万2,035人、夜間人口は5万513人となっています。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 鈴木議員。

○16番（鈴木市朗君） 昼間人口と夜間人口とはほぼ変わらないということですね。分かりました。

私もいろいろと申し上げてきましたが、最後に、活性化の低迷している野洲市の持続的な財政改革、改善、維持、または生き生きとしたまちの創生には、今日提言しました市三宅地先字寺角20小字、合計22.3ヘクタールを工業区域に編入、野洲地先字伍領下他2小字、合計8.3ヘクタールを市街化区域に編入なくしては、将来の展望は開けないものと私は認識しなければなりません。タイムスケジュールに沿った施策的、具体的プランの設定が不可欠であることを強く求め、私の質問を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第2号、第8番、益川教智議員。

○8番（益川教智君） 第8番、益川教智です。

それでは、一般質問をさせていただきます。

まず第1点、子どもたちに寄り添う教育について質問をいたします。

本市で立て続けに発生した教員による子どもへのいじめは全国的にも取り上げられ、本市の教育行政に対する保護者や市民に対する不信感は大いに募ったところであります。この問題を受け、教育委員会では、このような事案を繰り返すことがないように事案を分析し、見つかった課題について対応策を提示しておられます。そこでは再発防止に向けた様々な取り組みが掲げられており、次年度の予算にも反映されておりますが、何よりも大切なことは、保護者が安心して子どもたちを学校に預けられるとともに、子どもたちが伸び伸び

とありのままに成長することのできる環境づくりであると考えます。

そこでお尋ねいたします。

まず1つ目、再発防止策の1つとして、人間力を高めると挙げられていますが、そもそも人間力とは何でしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、益川議員の1つ目の子どもたちに寄り添う教育環境づくりについてのご質問にお答えをいたします。

まずその前に、2件連続でいじめにつながる事案を起こしてしまいました。学校教育をまとめる者として、議員の皆様、また市民の皆様に、ここで改めておわびしたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

それでは、まず1点目の人間力についてお答えをいたします。

学校で子どもたちの前に立つ教員として、授業をうまくやっていく力や生徒指導の力は欠かすことができません。しかし、その土台として人間力を高める、あるいは身につける必要があると考えています。その人間力としましては、私たちが考えていますのは、教育者としての使命感と責任感、教育的愛情、また柔軟性と創造性、豊かな人間性や社会性であると考えています。そして、これらは県の教育委員会が示しています目指す教師像というふうなのと同じであるというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 今お答えいただきましたが、人間力は様々な定義があるかと思えます。私が調べたところによると、内閣府人間力戦略研究所でこういう規定がありまして、社会を構成し運営するとともに、自立した一人の人間として力強く生きていくための総合的な力という形で定義されております。その構成要素として、知的能力的要素、対人関係力的要素、自己制御的要素の3つが挙げられておりますが、おおむね今お答えいただいたところと、教育現場においては重なってくるのかなと思います。これらを総合的にバランスをよく上げることが人間力の向上につながるというふうにされています。

では、具体的にその人間力をどのように高めていくのかということについてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

人間力を高めるためには、まず自分自身がどのような人間であるかを知る必要があります。そして、自己理解を深めていくためには、多様な経験や体験をする中で自分を見詰め直したり、様々な人との関わりを持つことで、自分がどういう人間であるかを他者から教えてもらったりすることも大切であると考えています。具体的には、教職員以外の多職種、多業種の方々など、教育以外の世界の方々と話し合ったり、つながったりして、自分自身の世界を広げながら人間力を高めてもらいたいというふうに考えています。また、現状に満足することなく、一見、教育にはつながらぬような研修などに参加したり、自己研さんに励んだりすることも大切であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 今お答えいただいたことをまとめますと、要するに見聞を広げ、向上心を持って、また好奇心を持った上で日々の生活に取り組んでいただくということが挙げられたのかと思います。

では、次の質問に行きますけれども、障がいとは何かについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、益川議員の3点目のご質問にお答えをいたします。

今回、教育委員会のご質問がメインですので、ご質問の趣旨が若干それるかもしれませんが、障がいについてはお尋ねですので、まずは健康福祉部から障がい者福祉の観点でお答えをさせていただきます。

障がい者福祉における障がいとは、精神や身体の器官が何らかの原因、これは先天的な原因、または病気やけがなど、後天的な原因などがございすけれども、これらの原因で、本来の機能を果たすことができないことや状態を意味しておりまして、その障がいによって、長期にわたって日常生活に相当な制限を受けたり、あるいは社会生活に支障があると認定を受けた方を障がい者というふうに呼んでおります。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 今、障がいの定義についてお答えいただきましたが、これを多様な子どもたちの中で、教育現場として、本来ある機能などの定義が難しいかと思いますが、教育現場においてはどのようにお考えになれるのか、質問いたします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 今回の部長答弁と重なる部分があると思うんですけども、目が見えないことを視覚障がい、耳が聞こえないことを聴覚障がい、身体が不自由なことを身体障がいといたりします。これは見えない、聞こえない、あるいは動けないというように、できないこと、あるいはそれに伴って社会参加できないことが障がいであり、それは個人の問題、個人の責任であるという考え方です。しかし、見えないこと、聞こえないことなどで、その個人が不自由を感じなかったり、社会参加ができるようになれば、それは障がいではなくなります。こうなると、障がいは個人の問題ではなく、逆に不自由さを感じさせたり、社会参加を阻んだりする社会の側の問題であるというふうに考えます。

今日のノーマライゼーションの考え方は、全ての人が社会参加できるような社会を目指しています。教育現場ではそういう意味で、社会参加を追求していくということが、障がい者、障がい児教育の1つの大きなポイントかなというふうに捉えています。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 今お答えいただいた内容からしますと、子どもたちの自己受容、また他者受容、こういうお互いを受容するというような環境づくりというものが、障がいについての偏見であったり、差別であったり、そういうものを生み出さないために重要なことかなと思うんですけども、その点について認識をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それは日常的な中では、多様性を尊重するというふうに子どもたちにも言っています。それから、例えば教科書がありますけども、その教科書の表紙に、例えば子どもたちが小学校1、2年生、生活科という教科書があるんですけども、その教科書の表紙に、例えばいろんな立場の子が写っているかどうか、例えば車椅子の子がいたり、あるいはつえを持ったおばあちゃんがいたり、あるいはこの子は明らかに外国にルーツがある子が、そういう教科書になっているかどうかという、そういう日常的な部分からも、子どもたちの多様性を教える1つのヒントになるんかなというふうに捉えています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） では、そのような教育現場づくりの最前線に立っていただいている

る教員のその障がい観を見詰め直すのか、具体的にはどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 4点目の障がい者観を見詰め直す具体例についてお答えをしたいと思います。

私たちは、今回の事案が障がいを個人の問題とか個人の責任にしてしまう危険性をはらんでいると考えました。学校や教職員ができないことを子どもや保護者の問題や責任にすることは、あってはならないというふうに考えています。そういった間違っただ障がい者観を見直すためには、教職員自身が直接当事者である障がい児、障がい者と関わることが一番重要であると考えています。例えば、毎年夏にびわこ学園がサマースクールとって、障がい者の夏のデイサービスといいますか、支援活動を行っていますが、そういうところに参加したり、また最近ですが、文部科学省から通知が出ました。初任から10年以内に特別支援学級の担任をする、できるだけそういうことをしなさいというような指示も出ています。そうやって、障がい者、障がい児に直接関わって、子どもさんや、あるいはその保護者さん、あるいは関係者から学んで、教職員自身の障がい者観を見詰め直すということが大事ななというふうに考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） ありがとうございます。

今ほどお答えいただいた内容は、この前の総合教育会議でも資料提供された中に対策としてあるというふうに認識しているんですけども、改めて確認させていただきました。その中で、今、サマースクールであったり、手をつなぐ育成会であったり、その様々な事情を持った当事者の声を聞くということの重要性を鑑みて、より今まで以上に、当事者の現場に入っていくと、関わっていくということが大事だということをおっしゃられました。それはもちろん重要だと思うんですけども、学校の先生方はいろんなそういう障がいを持っている子どもたちと普段から接することもあるかと思います。その中で、よりその当事者と密に接するということになりますと、今まで仮に間違っただ障がい観をお持ちの先生がおられたときに、そことより密接につながってしまうと、より一層、自らの間違っただ障がい観に拘泥することがないのではないかということをお私懸念しまして、むしろ専門的な知識などを他の見地から学習するような機会も必要なのではないかと思うんですが、

それについてはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 障がい者を中心とした教育というのは、昔は障がい児教育というふうには言っていたんですが、今は特別支援教育、特別な支援を必要とする子どもたちを真ん中に据えた教育というふうには言っているんですけども、そういう教育の研修は、毎年、年度初めにそれぞれの学校で行っていますし、また夏とかは県教委とか教育センターの研修もありますし、特に先生方の需要が高い研修の1つとして、ICT教育と並んで、特別支援教育への先生方の参加率というのは非常に高いものがありますので、そういう研修を通じて学ぶということも1つの手だてとして大きいというふうに考えています。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） ありがとうございます。

今、基本的なところで人間力とは何か、障がいとは何かということをお聞きしましたがけれども、この前の報告書を提出されたとき、報告書について打合せとか会議されたその総合教育会議の中で、会議に参加された方で、具体的ではどうするんだということをよく言っておられたと思いましたので、具体性というものを、やっぱりしっかりと確かめるために今の質問はさせていただきました。

次の質問に移ります。

コミュニティスクールを導入し、地域ぐるみでの学校づくりを進めていくとしておられます。具体的にはどのような人材が参画することを想定されておられますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 5点目の質問にお答えをいたします。

地域人材につきましては、学校で読み聞かせをしていただいている方の、ボランティアさんなんですが、そのリーダーの方であるとか、あるいは子ども食堂を手伝っておられる学生さんが何人もおられるんですが、そのまとめ役の方とか、また教育に関心を持っていただいている地域のいろんなリーダー的な方、こういう方から、多方面の方から協力の申出をいただいておりますし、今、各学校とも、コミュニティスクール準備会というのをそれぞれ立ち上げていますが、そういう中にも入っていただいております。行く行くはこうした地域のボランティアの方々を見て、この地域を愛する子どもたちが大人になったら、まちづくりや地域を支える人材へと育てていってくださることを目指しています。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 学校に関連しては、地域コーディネーターや学校応援団、またPTAなど、様々な関連団体があるかと思いますが、それらの団体との役割の分担であったり、機能面で重複するのではないかと思うんですけれども、それらの団体との看板のかけ替え等になるのではないかという懸念もあるんですが、そのあたりについてお伺いできますか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） コミュニティスクールは、地域の方、あと学校と、それから保護者がどんな子どもを育てていくのかということ論議して、ほんならこういう方法もあるやろうというふうな形で、それやったら、応援団でこういうことをやっている方がいるから、その人に来てもうて一遍やってみようかというふうな形で、実際に動いて、学校の教職員とともに子どもに関わっていただくということが中心になります。PTAはPTAとしての活動とか、応援団は学校を支援する、例えばそろばんをすとか料理をすとかいう形で、それは学校のサポートですから、直接子どもたちをこんなふうにと、育てていく具体的な取り組みを一緒になって活動していくという意味では少し違うというふうに分けています。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 今のお話では、コミュニティスクールに関しては主体性を持った人材に入っていただくということであろうかと思いますが。教育部等々にお話を聞いておきますと、今、準備委員会を設定されて、設置されて、いろんな人材を探しておられて、一定確保できているということも伺っておりますが、これを継続してやるということが大事になってこようかと思いますが、継続して、このコミュニティスクールを運営していくというようなことに関しては、どのようにお考えでしょう。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 花火を打ち上げるようなものでは、せっかくつくっても何の意味もありませんので、その継続性というのは本当に大事というふうに思っています。そういう意味では、継続して関わっていただける地域の方と学校といかに連携を持ちながら、定期的な会合を持って、どんな子を育てていくんやということを絶えず論議をしながら動いていく、そういう必要があるかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） P T Aなり、その学校応援団なり、何にせよ、そういう団体を立ち上げるときというのは、初め、その積極的な方が当然おられた上で、どんな団体も進めておられるんだと思います。今回コミュニティスクールについて求められるということは、主体性というのが一番大事になってくるんだと思います。そういう人材を継続して確保できるように、いろいろとご努力いただきたいと思いますので、お願いします。

次の質問に移ります。

新たに設置される学校支援員の役割についてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 学校支援員につきましては、今朝からのご質問の中でもお答えをしましたが、今回のいじめ事案での課題を受けまして、学校教育課に配置をいたします。そして、学校で起こったいろんな困難な問題に対して、校長や教頭の相談役になったり、それから助言をしていくという方でございます。また、教育委員会の窓口にも、保護者さんが時々お見えになる場合もあります。あるいは、電話相談という形もありますので、そういう対応もしていただくというふうに考えています。そして、学校や市教育委員会が、報告書では個人的な対応でしかなかったということも言われていましたので、組織的な対応ができるようなポイント、核となる人物にこの支援員をお願いしようというふうに考えています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 今、困難ということをおっしゃられましたけれども、具体的にはどのようなことが想定されますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 学校では日々、トラブルが毎日のように起こっていますが、その中で、子ども同士のトラブルは結構学校で処理できるんですけども、保護者さんが入ってこられて、何かその中で非常に難しくなっていく場合が最近増えてきました。そういうことで、そこに対して、学校だけでは十分判断できない、教育委員会にサポートを求めてくるような事案がいくつか出てきていますので、そういうことに対する支援をしていただくということを考えています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） では、その困難な事態に対応する人材としては、どのような方が予定されておりますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 7点目になると思いますが、学校支援員は、学校のことに精通されていて、できれば校長や教頭の経験者が望ましいのかなというふうに思っています。その学校の困難な事案の相談に十分対応できる力を持った方をお願いしようというふうに思っています。また、先ほど申しましたように、教育委員会の窓口に来られる保護者さんにも相談に乗るとか、それからその保護者さんと学校を丁寧につなげるような力を持った方を考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） では、次の質問に移ります。

スクールロイヤーを導入するということではありますが、その役割についてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 現在、学校に関わる法律相談は、市の顧問弁護士にお願いしております。ただ、その顧問弁護士さんと相談するには非常に時間がかかったりとか、弁護士さん自身が学校のことに詳しい方ではございませんので、そこの部分で課題があるので、学校のことに特化したといいますか、そういう弁護士さんをお願いしようというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） スクールロイヤーについては、先般、2023年2月ですか、教育行政に係る法務相談体制の充実として、ホームページ上に手引等が掲載されました。その中で文科省が令和3年6月に実施した調査によりますと、スクールロイヤーに相談できる体制がある市区町村というのは10%だったそうです。つまり、残りの90%はそれが配置されていないということになります。また、「今後、スクールロイヤーを整備するか」という質問につきましても、約95%が「その予定はない」ということでありました。その理由として最も多かったのが「自治体の法務全般に関与する顧問弁護士で対応である」ということが回答の7割ということでありました。その次が「予算確保が難しい」。3つ目が「特に相談する案件がないため」というのが2割ほどあったということですが、そこでお尋ねしますが、これまでに法律相談の実績というものはあるのでしょうか。どの

程度あるのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 年間数件はあるのかなというふうに思っています。これは全くない年もありましたけども、あった年もあります。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） そもそも新設の必要があるのかどうかというところも今の実績を伺うとあるんですけれども、おっしゃるように、教育に特化した法律家というものがおられるほうがより専門性のある判断をしていただけるものだと思いますし、それ自体については、私は否定するものではないんですけれども、そのスクールロイヤーについていろいろと個人的にも調べてみたんですが、これ、2019年に文科省からスクールロイヤーを導入しようということで、近年、急速に増えてきてはいるようなんですけれども、その効果等については、あまり検証がされていない状況で今日に至っているということがあります。

そこで、ちょっと心配するところがあるんですが、弁護士というものの本来の役割が一方当事者、つまり依頼者の利益を最大化するというのが弁護士の基本的な立ち位置だと思います。今回、予算をつけてやるということは、行政側といいますか、学校側といいますか、そちら側に立って活動することになるということになります。つまり、何か問題が起こったときに、本当に子どもの最善の利益というものを第一の目的において活動していただけるかというところを、どのようにこれは保障するというか、担保するというか、そういう制度設計をするというか、どのようにお考えか、教えていただけますか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 再質問にお答えをしたいと思います。

スクールロイヤーは、学校や市教委の法律相談に乗っていただくという立場ではありません。基本的にはその立場なんですけど、決して学校を守るというだけではなくて、学校で起こるトラブルの解決を保護者の立場も踏まえてご助言いただける方をというふうに考えています。いじめ問題の報告書の最後にも書かせていただきましたけども、学校はあくまで子どもたちのためにあります。この原則を外れて、学校が自分たちの立場を守るためにスクールロイヤーを配置するわけではございません。子どもたちが安心して学べるために、保護者が安心して子どもを送り出せるためのスクールロイヤーというふうに考えておりま

す。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） では、そのような中で、適切に対応していただけるようにするためにも、ぜひ学校の現場、それぞれの学校ごとにいろいろな環境、状況が違うかと思えます。今回必要な予算で100万弱でしたか、スクールロイヤーに取られているようですが、その予算の中で可能かどうか分かりませんが、できる限りその学校の現場に参画していただいて、例えば学校運営委員会であるとか子どもたちの授業も見ていただくとか、その現場に足を向けていただくというようなことについてお願いをしたいと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 学校現場の会議に出ていただくということは想定していないんですね。今お願いしようと思っている弁護士さんは、いじめ等の被害者側に立ってずっと訴訟をされてきた方を考えています。その方は、学校というのがどういうふうに動きがちであるかということをご存じですので、そういう方から見て、学校の不十分さを指摘していただいて、学校の教育に生かしていけたらというふうにも考えています。そういう意味では、中立的とは言えないかも知れませんが、できる限り保護者さんの側にも立って、子どものためにとということで、どう動くべきかという判断をしていただく方を考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） できる限り、子ども側に立ってというのは当然なんですけれども、これは弁護士の守秘義務であったり、利益相反であったりというところで、学校側と子ども側の間に入って調整するというのが難しいというところが多分にあると思いますので、その点は十分配慮していただいた上で、やっぱり繰り返しになりますが、学校の現場はそれぞれ特性等もあると思いますので、その辺も理解していただいた上で、スクールロイヤーの導入のみならず、どちらかといえば、その運用面に一番気を遣っていただきたいと思えます。

私がスクールロイヤーについていろいろと調べている中で、やはり先ほど否定はされましたけれども、学校側として対応されるということになりますので、保護者が何かあったときにどうするのか。本当だったら、学校の先生であったり、そういうところに相談をし

たいんだけれども、そこは信頼関係が構築されていないとできないというような状況もあると思います。言わば、特殊な状況であります。このスクールロイヤーの運用に当たって、私が調べた限りでは、直接保護者がスクールロイヤーに相談をできるような環境づくりというの、ぜひ検討するべきだということが論文等でも書かれておりますが、今後の検討課題として、そのようなところに予算措置を図ることが可能か、検討していただけるか、市長にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 予算のことですので、教育長ともご相談しながら、また考えていきたいと思えます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） いずれにせよ、子どもたちにとって何が最善かというところに、しっかりと着眼点を持って、引き続き教育環境に取り組んでいただきたいと思えますので、お願いします。

それでは、次、行財政改革についてに移ります。

本市では、厳しい財政状況に鑑み、持続可能な行財政運営のため、歳出と歳入のバランスを取り、市の貯金である財政調整基金を取り崩さない市政運営を実現するとして、本年度より令和8年度その期間として、行財政改革を実施しております。間もなく1年が経過し、2年目に入ろうとしているところでありますが、様々な市民サービスへの影響もありました。

そこでお尋ねいたします。

まず1点、昨年度1年間のふるさと納税関連を除いた行財政改革の効果額、またその見込みでも結構ですけれども、は、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） それでは、益川議員の行財政改革についての1点目にお答えしたいと思います。

行財政改革推進プラン重点取り組み事項における令和4年度のふるさと納税関連を除いた効果額は約6億1,000万円程度と見込んでいます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） これ、もともとの行財政改革推進プランが立てられたときには、

令和4年度に関しては5億2,800万円の効果額が見込まれていたかと思いますが、今回それより超えておりますが、その原因、理由について、お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今回、ご質問をいただく以前に、1年間における行財政改革の効果、実績について、担当のほうで精査をしております。その中で効果があった部分を積み上げまして、6.1億という形にさせていただいています。具体的に内訳を申し上げますと、文化施設の集約化の議論が始まったということで、個別施設計画で施設の更新をしようとしていた、その部分を一旦取りやめということで、執行していない部分もございますので、そういう部分を入れますと3.1億円、それから市有地の売却につきましては1.2億円、それから病院の貸付金の早期償還、これが5,000万円、あるいは枠予算制度の導入における効果額といたしまして7,000万円、あと、事務事業、補助金等の見直しで3,000万円、時間外等の縮減で2,000万円、小中学校のプールのあり方の見直し、これにつきましては、プールを更新した際に全体的に期間で割戻したときに、どれだけ年間要りますかと、その部分を今、これを見直しているところからその分を減じたところで、それを含めて、手数料等の見直しを含めて1,000万と、合計で6億1,000万という積み上げ金額として答弁させていただきました。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 枠予算制度で7,000万円でしたかね。当初の予定よりも2,000万円効果としては上がっているということですが、今の中で市有財産は確かもともとは5,000万円ほど見ていたかと思うんですけども、そこから比べて7,000万ほど効果が上がっています。これはどこのことでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますが、市有地の売却の1億2,000万につきましては、市営住宅の跡地、上屋の地先でございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

令和3年度から4年度にかけて、財政調整基金が約10億円増の25億6,000万円となっておりますが、令和4年度から令和5年度における財政調整基金の推移見込みについてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） 2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

令和4年度末の財政調整基金につきましては、約25億6,000万円の見込みであり、令和5年度では、当初予算で16億6,000万円の取り崩しを予定しております。推移見込みといたしましては、前述の残額に、令和4年度中期財政見通しのとおり、決算剰余金の2分の1に相当する2億円を積み立てて、令和5年度末残高としては約11億円と見込んでいます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 財政調整基金が大幅に取り崩されることとなりますが、その主な要因についてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまのご質問でございますが、先ほど、答弁で16億6,000万円と申し上げましたが、そのうちの約13億4,000万円につきましては、野洲の駅前の土地、病院事業会計での一括償還、それに関わる交付金として、病院会計に渡す分、プラスそこに関連する様々な償還金が発生しますので、それを込みで13億4,000万円と見込んでおります。残り、差額約3億強につきましては、今回の予算編成の際に、特に光熱水費など、物価上昇に伴う財源不足を補う額として、その分を繰入れるということで、予算のほうを計上しておるものでございます。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） それを受けまして、次の質問に移ります。

行財政改革との整合性についてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 今回の行財政改革は、通常の財政運営において、財政調整基金の取り崩しを前提とした予算編成のあり方を改めることを大きな目標の1つとしております。一方で、財政調整基金は、本来、当該年度の歳入をもって賄うことが困難なものに充当す

ることを想定していることから、今回臨時的に必要となった駅前土地に係る一括償還の財源に充当することは、行財政改革との整合において問題ないと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 今回の行財政改革では使用料、手数料の見直し、また先ほど来ありました北部合同庁舎の市民サービスセンターの閉鎖等、様々に市民生活にご負担をおかけする点が多々あるかと思えます。その中で、一方で今回、駅前の土地の取得に当たって、一括償還で約13億4,000万、これ、本来、病院事業を進めようとしていれば、交付税措置で約2.7億でしたか、3億弱あったかと思えます。その3億弱のメリットを捨てて、また駅前の病院事業に関しては10.5億の交付金もありますけれども、それも受けられずに、より市の財政に負担がかかるような手法を選択して、自身の政策を進めていくということに関しては、今まで市長が主張しておられました市の財政運営についての批判と同じことをされているのではないのでしょうか。その点についての見解をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 私は自分の我を通すために、この一括償還を、この財政調整基金を取り崩してするという考えでやっているわけではございません。これ、一般企業の企業会計で申し上げますと、資産の流動資産が固定資産に変わるということでございます。したがって、この13億4,000万の取り崩しと申し上げますと、もともと借金があったわけですから、その借金の繰上償還をするということでの話で、資産の組替えというふうに認識しております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 借金の返済という観点で言いますと、その病院。じゃ、この点に絞って言いますが、駅前の土地取得に当たって、交付税措置の2.7億が今回受けられません、その点に関して、同じ病院にせよ、市にせよ、その駅前の土地取得に当たって、病院でやっていれば、2.7億メリットがあったと。今回、それを捨ててやっておられるということになります、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 益川議員の言われるこの2.7億ですか。

○8番（益川教智君） 3億弱のこと。

○市長（栢木 進君） 3億弱の交付金というのは、どういう金額なんですか。ちょ

っと、これ、質問というよりも。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

（午後 3 時 3 7 分 休憩）

（午後 3 時 3 8 分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

赤坂政策調整部長。

○政策調整部長（赤坂悦男君） ただいまの益川議員のご質問でございますけれども、確かに駅前でその部分、病院事業として、土地建物と一緒に整備をしたそのときに来る交付金の額も今おっしゃっていると思います。その部分を場所が変わることによって入らない、その部分の考え方ということでお答えさせていただきますと、確かに計算上はそういうようになりますけれども、今度新しく、今、予定をしています病院については市有地ということで、その土地のことについては、市有地に建てるということで交付金の対象に当然ならないんですが、新たに野洲駅前につきましては、質問もいただいておりますように、駅前のにぎわいづくりをします。そこで、土地の活用益という表現をさせていただいておりますけれども、今後、新年度からそれを進めることによって、事業者による提案、その提案の中で土地の活用益というのは1つあります。

それから、そこに整備がされることによって、今後、固定資産税、そういうことを見込んでいる。そういうものを見込むことによって、一気に今、ここで財調が少なくなるとか、先ほどご質問があったそういうマイナス部分もございまして、今後の整備によって、その部分が持ち直すという想定をしております。

以上、お答えとします。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 今、赤坂部長にご説明いただきましたけれども、そういうふうな財政的な観点からいうと、今回、市に大きな負担がかかるということになります。一方で、行革と言って、市民負担を言っておきながら、もう一方でそのような形で市に負担があるような政策を進めていくというのは、矛盾をしているのではないのでしょうか。お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） いや、全く、市民の皆さんにご負担をいただいている部分とこの駅前の元病院用地につきましても、今、政策調整部長も申し上げたように、新たなにぎわ

いを創出することによって得る税収とか、そういうものも当然、増えるわけですから、特に、先ほども申しましたけども、試算の中の組替えという形でいえば、何もなくなるわけではないわけですから、その辺は別に問題ないと、整合は取れているというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 駅前の土地の活用益をもって、今後、都市の市の財政に充てていくというようなことがありましたが、活用益で、今回13億4,000万、そこを補てんしていくというような考え方でよろしいですか。そういったもの、ここにはいかないけれども、それ以外のにぎわいを増やすことによって、市のまちづくりとして寄与させていくというようなことになるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 駅前の土地はもともと、先ほども申し上げましたように、借入金で、要は購入したというか、借入れをしている土地ですので、病院を整備しようが、いずれ返済をしていかならん土地なんですね。もともとあった土地ではないわけですから、その資産の組替えという観点からいえば、交付金が入ってくるという2億7,000万が何年ですか。

○8番（益川教智君） 30年。

○市長（栢木 進君） 30年で2億7,000万が入ってくるという、それを振ってというふうなお話ですけども、当然、市の財産になった、真に財産になった、借金を返した後ですので、そこで生まれる資金は2億7,000万以上のものはあるというふうに私は認識しております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） この点に関しては、これ以上議論がかみ合わなさそうなので、次に行きます。

市民病院整備事業についてお伺いします。

今議会において、市民病院整備事業に係る予算として100億円近い金額が、令和5年度から令和8年度までの債務負担行為として計上されています。しかし、当該地において事業を進めるに当たって、いまだ払拭されていない疑問がありますので、質問をいたします。

まず1点、温水プール跡地の地盤の安定性を保障するエビデンスとして、評価委員会の

専門家が確認したとする資料が昨年6月でしたか、提供されました。この資料についてつまびらかにするために伺いたしますが、当該専門家とはどのようなやり取りを行ったのか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 健康福祉部、布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 益川議員のご質問に対してお答えをする前に、まずいまだ払拭されていない疑問が残るという点でございますけれども、これまで特別委員会等を通じまして、十分ご説明をさせていただいた点、ご理解いただいていない部分があるのかなというふうに思っております。

そこで、1点目のご質問でございますけれども、1点目のご質問に関しましては、諸般の事情により、一切のご答弁は控えさせていただきますので、ご承知をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 今、諸般の事情で一切の回答はしないということでありましたが、あれを昨年6月に、あそこで病院が建つんだというエビデンスであるということ、今、100億近い債務負担行為が設定されようとしています。それについて全く回答しない。それを基に今進めているわけですね、あそこへ建つと。であるのにもかかわらず、それについて全く説明をしない。どういうやり取りであの資料が出されたのか、全く説明しないというのは、あまりにも不誠実な態度ではあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） エビデンス資料につきましては、益川議員ご承知のとおり、昨年6月15日、リリースをさせていただいたとおりでございます。その他、諸般の事情によりまして、一切お答えはできませんので、申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） この先生は建築物の構造設計が主なご専門とありますけれども、つまり、その上物がメインの専門であって、その下の部分、地盤がどうあるのか、それをどう計算するのかということについては、狭義の意味ではご専門ではないと思うんですが、その点についての担当課としての認識をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩します。

(午後 3 時 4 7 分 休憩)

(午後 3 時 4 7 分 再開)

○議長 (荒川泰宏君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、答えられる範囲で発言を求めます。

布施政策監。

○健康福祉部政策監 (布施篤志君) 昨年 6 月 1 5 日にリリースをさせていただきました内容でございますけれども、建築可能な地盤であることに関しまして、エビデンスについて、市民病院整備運営評価委員会の委員で、建築設計、構造計画のご専門の先生へ過去の地質調査の地質柱状図とともに市の所見を提示いたしまして、コメントを求めたところでございます。その結果、委員からは、市の所見で問題はないと思料する、思料をさらに補強すべく、支持力の構造計算を添付すればいかがか、回数とスパンを仮定すれば、おおよそそのくい軸力が分かるので、それで支持力の計算をすればよいかと思料するとのコメントをいただいたものでございます。

以上でございます。

○議長 (荒川泰宏君) 益川議員。

○8 番 (益川教智君) 私その先生の専門性についてお伺いしたのであって、過去に出されたコメントがどうであったかは十二分に承知しておりますので、今まで全くご回答いただけていないと同じことだと思います。

その先生に対して、あそこの地盤の軟弱性であったり、そこに懸念を示している守山医師会の方々が先生にお手紙やメールで、どういう形でその所見を出されたんですかということをお尋ねになりましたが、いまだにご連絡がないということです。また、私自身もどういう形で、どういう担当課とやり取りされて、この資料が提供されたのかについてお伺いすべく、お手紙も出してありますが、いまだに何もご連絡がないということでありませぬ。通常でありますと、専門家が所見を示した以上、それについての質問には、一定対応する責任というものがあると思います。ここまで全くご連絡をいただけていないということは、今回、市が出したその所見について、その先生は責任を負えないということではございませんか。この点についてお伺いします。

○議長 (荒川泰宏君) 布施政策監、最大限の答えられる範囲で教えてください。

○健康福祉部政策監 (布施篤志君) すみません。事前にご質問をいただいております内容と少し方向性が違いますので、今回、ご質問の内容につきましては、諸般の事情によ

り、一切の答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 全くお答えいただけないということでありますけれども、この資料提供に当たって、昨年6月の資料提供に当たって、どのようなやり取りがされたかということをも市の担当課のほうについても、2月20日に情報公開請求を行いました。どのようなやり取りで当該先生と協議した結果、あの資料が出たのかということについて、情報公開請求をかけさせていただきました。本来であれば、3月6日までに提供されるべきものでありましたが、3月3日に、20日までの期間の延長というものが伝えられました。できれば、この一般質問までに欲しかったところではあるんですけども。

理由としては、その事務繁忙、忙しいということと調査に時間がかかっているということでありました。情報公開請求の趣旨、必要性、重要性というのは重々ご承知いただいているかと思いますが、それを鑑みても出せないような事務、スケジュール、それぐらい忙しいと、そんなにぎりぎりのスケジュールでやっておられるのか、それだけ厳しいスケジュールでやっておられるのかということについてお伺いします。情報公開請求はいつ出てきてもおかしくないかと思うんですけども、それにも対応できないほど、今は忙しいということですかね。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） ただいまのご質問につきましては、基本的に個別の申請案件、事案でございますので、その取扱いについては、この場での答えは差し控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 別に忙しいというのは、私は疑っているわけではなくて、大変厳しいスケジュールの中で、担当課の職員さんは頑張っていると思うんですけども、それだけの本当にぎりぎりのスケジュールで、今回、病院整備事業が行われているんだと、いつどこで先延ばしになっても、どこかちょっとしたところが崩れたら、もうスケジュールとしては、どんどん先延ばしになっていく、そういうぎりぎりのところでやっておられるのかなという認識を持ちました。

調査はどのような形で行われているのかということについてもお伺いしようかと思った

んですけれども、恐らく今のような答弁しか来ないと思いますので、割愛いたします。

今回、現病院の耐震補強のために耐震診断を実施されました。野洲病院の耐震につきましては、旧の御上会の耐震診断の資料を引き継いで、今までの委員会等で、それを基にやっておられますが、今回新たに、改めてその耐震診断を行われました。それが200ページを超える資料を基に今、結果が出されて、私は今、上の結果が分かる3枚ほど、これも情報公開請求でもらっているんですけれども、ここにはしっかりとどういう方が出されたのか、その判こも押した状態で判定がされています。その結果として、今の病院のここが危ないですよというようなことが書かれています。

今回、設計の予算1,200万円、予算が上げられていましたけれども、これも200ページ超の資料を基にここが危ないということが判定され、その結果として、1,200万円の予算というものが上げられたと認識しています。今回、地盤につきましては、過去の5ページほどの資料をその先生にお渡しして、ご判断いただいたというようなことかと思いますが、間違ったら言うてください。それを基に100億近い病院の予算が、債務負担上限額97億5,200万円が今回上げられていますが、同じ理屈であれば、1,200万円、そしてそこからの工事の見込みが6,000万。7,200万円のために今回200ページ超の資料が出されて、資料の基に判定されました、今の病院耐震について。今回100億超の予算をかけてやろうとするときに、同じように、今回の病院耐震診断と同じように、過去の資料は当然ありますけれども、しっかりと調査をした上で、予算計上していくというのが、同じ理屈であると思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 委員のご質問の支持地盤と液状化対策、その辺のご質問かと思えます。こちらにつきましては、外部の先生どうこうということではなしに、基本的にこの結果につきましては、過去のボーリング調査の結果、7か所のボーリング調査結果がございますので、それを見て、どういうふうな判断をしたかという、これは市の判断でございます。そのことにつきましては、従来から申し上げておりますとおり、支持地盤の検証として4点ほど、液状化対策については4点ほど、過去の資料の中でも十分ご説明をさせていただいている資料がございますので、そちらのほうをご確認いただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○ 8 番（益川教智君） いや、同じ理屈でいうと、過去の今の病院になって、耐震診断、過去の資料が同じぐらいの時期にされていると思うんですけど、それをもって、やろうと思えばできたはずですけど、しっかりと現状の確認をした上で予算化をしているものだと認識しています。地盤についても、別に同じように、しかもこれだけの巨額な予算が動くわけですから、同じようにするのが筋かなと思うんですけども。

次、行きます。

次の質問です。病院整備に係る事業者選定に当たっては、事前に審査基準を作成した後に市民病院整備運営評価委員会の一部及び市職員で選定委員会を構成し、提案内容についての評点を行うものとされています。これはせんだっての質疑、質問等でも出ていますけど。先日示された事業スケジュールにおきまして、本年 10 月末から 11 月の初旬に結果の公表が予定されていますが、どのような形で行うのか、教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） 2 点目のご質問についてお答えをいたします。

まだ、詳細のほうは決定をいたしておりませんが、現状考えられることといたしましては、参加されました事業者別の価格評価点、技術評価点などを公表していくというような考えでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○ 8 番（益川教智君） 評価点に当たって、入札の公正性、透明性の観点から、各技術項目ごとの評価についても公表すべきと考えますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） まず、評価項目別の評価点につきましてですけども、これにつきましては、事業者の詳細な評価結果として、事業の内容に風評を有すというような可能性もございますので、公表は難しいのではないかとこのように考えておりますし、他市のこういった事例におきまして、公表されていないというようなことも確認をしております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○ 8 番（益川教智君） 他市のことも調査されたと言われましたが、私が見たところによると、他の自治体、例えば横浜市、酒田市、また千葉県、大分県、全然調べ切れてはいな

いんですけれども、では、項目ごとに公開しているものと認識しております。公開に当たって、今言われたような課題を恐らくクリアしているため、公開していると思われまして、そのあたりのところに、聞き取りを行った上で、できる限り、項目ごとの公開というものをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策監。

○健康福祉部政策監（布施篤志君） ちょっと先ほどの答弁で補足になりますけれども、最終的に審査委員会の中で評価をされた結果、落札者が決まったという結果について、当該事業者については、どういった項目が評価されたのかという点については、公表されているというのが他市の事例でございます。それもまた参考にさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） できれば、当該事業者のみならず、他と比較してそこが決定されている以上、他の事業者の項目についても、それぞれ公開いただきたいと思えますので、よろしく申し上げます。

では、3点目の質問に移ります。

新病院整備後、一定期間が経過した後は、これまでは地方独立行政法人への移行というものが予定されていたかと思えますが、その検討のタイミングについてお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 現状、新病院の整備に全てを研究しているところでございます。考えるか考えないかについても、今後、考えるところでございますが、そもそも今の地方公営企業法の全部適用で大きな利益は出なくても、適正な経営が進められれば、その必要もない課題だと考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） 今のご発言からすると、直営のできるのであればそのまま続けていくということでありましたが、ちょっとこの件について運営形態というのは直営であったり、今言った地方独立行政法人であったり、指定管理というものがあつたりするかと思えます。市長の就任前の新聞報道等で、指定管理というものを検討しているというような報道がいくつか見つかりました。また、稲垣議員の2019年5月25日のブログによりますと、当選した際の病院運営について栢木市長に将来構想を伺ったところ、「指定管理

者制度を想定されていて、委託先については既に検討されていることが分かりました」とあります。指定管理制度というのは、基本的に私の認識では何か財政的に難しくなったときに、民の力ということを活用だと思っているんですが、今、まさに病院を建てようとしているときに、この前提として、その指定管理があるのかないのかというところでは大きく違うと思いますが、この点についての認識をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 市長。

○市長（栢木 進君） 市長になる以前の話かと思うんですけども、指定管理を考えているとか既に決まっているとかいうお話は、不穏当な言い方ではないかなというふうに思います。今、全く全適で、直営で今、これから進めていこうとしているわけですから、先ほども申しましたけども、大きな利益が出なくても、適正な経営が進められれば、直営で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 益川議員。

○8番（益川教智君） では、ここに記載されていたことが誤解だということで安心をいたしました。まさか、委託先について既に検討されているなどということがあってはまかりならんと思いますので、ぜひとも市民の医療、また福祉向上に向けて最善の方向ということで努めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（荒川泰宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明9日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時05分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年3月8日

野洲市議会議長                    荒川泰宏

署名議員                    鈴木市朗

署名議員                    稲垣誠亮